田 原 市 ご み 処 理 基 本 計 画
＜中間見直し計画＞

平成 29 年 6 月

田　原　市

目　　次

第 1 章 総　論 ····· 1

第 1 節 計画改定の目的 ····· 1

第 2 節 計画の性格 ····· 1

第 3 節 計画の期間 ····· 2

第 4 節 計画の範囲 ····· 2

第 2 章 ごみ処理の現況 ····· 3

第 1 節 ごみ処理行政の沿革 ····· 3

第 2 節 分別区分と処理フロー ····· 4

第 3 節 ごみ発生量の実績及びその性状 ····· 6

第 4 節 ごみ減量化・再生利用の実績 ····· 9

第 5 節 ごみ処理の実績 ····· 11

第 6 節 市民及び事業者の意識 ····· 15

第 3 章 ごみ処理環境の動向 ····· 19

第 1 節 関係法令等 ····· 19

第 2 節 近隣市町村の動向 ····· 22

第 4 章 全国・類似都市との比較 ····· 23

第 1 節 ごみ処理の評価 ····· 23

第 5 章 課題の抽出 ····· 27

第 1 節 課題の整理 ····· 27

第 6 章 これまでの取組の評価 ····· 28

第 1 節 計画目標に対する達成状況の評価 ····· 28

第 2 節 各施策の実施状況の評価 ····· 32

第 7 章 ごみの発生量及び処理量の見込み ····· 33

第 1 節 ごみ発生量の将来推計 ····· 33

第 2 節 ごみ処理量の将来推計 ····· 36

第 8 章 基本方針と減量目標 ····· 38

第 1 節 基本方針 ····· 38

第 2 節 減量目標 ····· 38

第 3 節 目標値の考え方 ····· 39

第 9 章 基本方針に基づく排出抑制のための施策 ····· 41

第 1 節 排出抑制のための施策 ····· 41
第 2 節 ごみ処理基本計画の推進 ····· 46
第 10 章 基本計画 ····· 48
第 1 節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 ····· 48
第 2 節 ごみの適正な処理及びごれを実施する者に関する基本的事項 ····· 49
第 3 節 ごみの処理施設の整備に関する事項 ····· 54
第 4 節 その他ごみの処理に関し必要な事項 ····· 55

第 1 章　総　論

第 1 節　計画改定の目的

本市では、平成 24 年 2 月に策定した「田原市ごみ処理基本計画」に基づき、資源回収率の向上と、環境への負荷の少ない資源循環型社会の実現を目指し、ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理の推進に取り組んできました。今回の計画の見直しは、計画策定から 5 年を迎えたことに加え、計画策定の前提となっている諸条件に変動があったため見直しを行います。

計画の見直しにあたっては、策定後 5 年目の目標値に対する中間評価を行うとともに、国の廃棄物処理に関する動向の変化などを見据えて見直しを行います。

第 2 節　計画の性格

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」及び「田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の規定に基づき策定するものであり、環境基本法に基づく「環境基本計画」等と整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

本計画と他の計画の関係は、図 1-1 のとおりです。

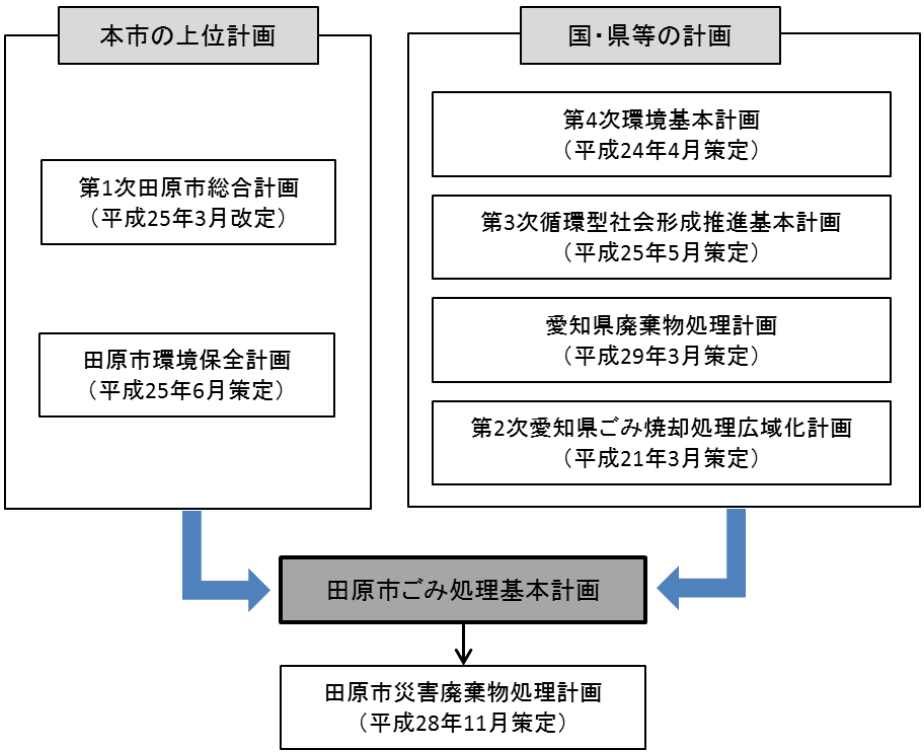

図 1-1　他計画との関係

第 3 節　計画の期間

現行計画は、平成 24 年度から平成 38 年度の 15 年間を計画期間としており、今回、計画期間 5 年目の目標年度である平成 28 年度に見直しを行い、本計画の計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

なお、概ね 5 年、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

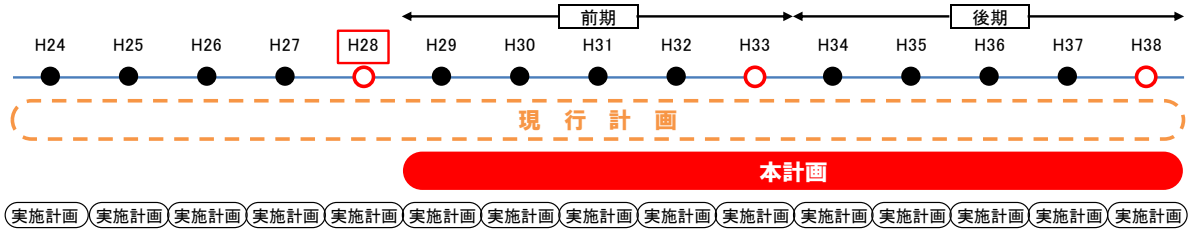

図 1-2　計画期間と見直しフロー

第 4 節　計画の範囲

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち「ごみ」とします。

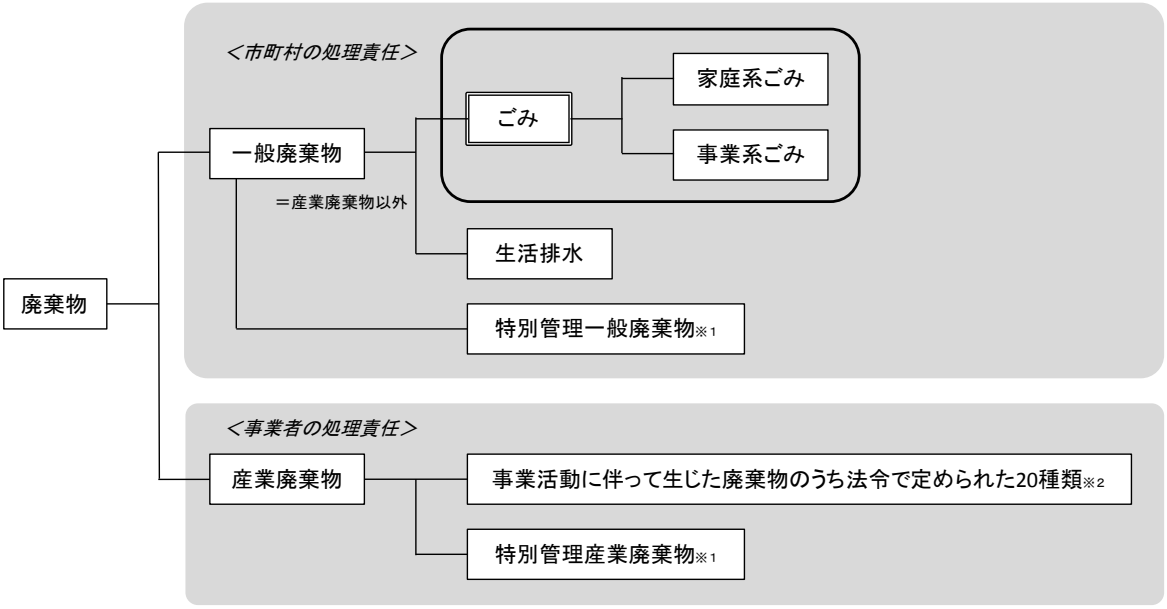

※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
※2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

図 1-3　廃棄物の区分

第 2 章　ごみ処理の現況

第 1 節　ごみ処理行政の沿革

ごみの分別収集は、旧田原町で昭和 61 年 4 月から、旧赤羽根町で平成 6 年 10 月から、旧渥美町で昭和 46 年 8 月から開始しました。

表 2-1 は、現有の処理処分施設が稼動を開始した平成 6 年度ごろからの沿革を整理しています。

表 2-1　ごみ処理行政の沿革

年月＼町名		旧 田 原 町	旧 赤 羽 根 町	旧 渥 美 町
平成 6年	3月		赤羽根町廃棄物減量等推進審議会設置	
〃	4月	田原町埋立処分場開設		
〃	〃	ごみ出し9分別へ拡充		
〃	7月		分別収集及び環境センター稼働に関し地区別説明会	
平成 6年	9月		赤羽根町廃棄物処理及び再利用に関する条例制定	
〃	10月		赤羽根町環境センター稼働	
〃	〃		直接搬入ごみ（可燃、不燃）処理手数料徴収	
〃	〃		分別収集開始 可燃ごみ[指定袋]、不燃ごみ[指定袋]、資源ごみ（空き缶・空きビン・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古着）、有害ごみ(蛍光灯・乾・水銀体温計)	
〃	12月			一般廃棄物最終処分場土木工事完成
平成 7年	3月		「明るい環境づくり推進協議会」の解散に伴い、生ごみ処理器と簡易焼却炉の設置の廃止	〃　浸出水処理施設建設工事完成
〃	4月			渥美町廃棄物の減量及び処理に関する条例制定
〃	5月			最終処分場ごみ取扱について全地区説明会開催
〃	7月			一般廃棄物最終処分場埋立開始（和地）
〃	〃			廃棄物処理手数料徴収（不燃ごみ）
〃	〃			豊島池埋立地閉鎖
平成 8年	4月			資源物回収事業奨励金制度開始
〃	7月	田原町廃棄物減量等推進員活動開始		
〃	8月			空きビン色別（3区分）回収開始（29箇所＝公民館等）
〃	9月	片浜廃棄物最終処分場開設		
平成 9年	3月	長田ごみ処分場閉鎖		
〃	4月	電気生ごみ処理器設置事業補助金制度開始	全町ペットボトルステーション収集開始	全町ペットボトル回収開始（29箇所＝公民館等）
〃	〃	ごみの出し方10分別へ拡充（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ、牛乳パック追加）		
〃	10月	焼却器設置事業補助金制度廃止		
平成10年	3月			簡易焼却炉購入補助事業廃止
〃	4月	一般ごみ指定ごみ袋製実施（7月完全実施）	全町食品用トレイステーション収集開始	
〃	〃	簡易包装推進活動補助開始		
〃	9月			小松野埋立地閉鎖
平成11年	4月		電気生ごみ処理器設置事業補助金制度開始	
平成12年	3月	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ(埋立処分地施設)埋立完了		全小学校空き缶回収廃止
〃	4月	ごみの出し方12分別へ拡充 （ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器類・白色トレイ追加） 集団回収廃止		食品用トレイ回収開始（21店舗）
〃	〃			電気式生ごみ処理機購入補助事業開始
〃	〃			資源ごみ分別指導員制度開始
平成12年	5月			空き缶、空きビン、ペットボトル分別指導開始
〃	8月	リサイクルプラザ開設		
平成13年	4月	簡易包装推進活動事業補助から補助金に変更		
平成14年	11月			渥美町清掃センター稼動休止
〃	12月			もやせるごみ処理を豊橋市へ委託
平成15年	4月	PFI事業による（仮称）新リサイクルセンター整備事業開始		
〃	8月	旧田原町に旧赤羽根町が編入合併		
平成16年	4月	プラスチック容器類の資源収集 アルミ缶とスチール缶の分別収集開始(赤羽根地区)		
〃	8月			プラスチック容器類の資源回収に係る分別について全地区説明会開催
〃	10月			プラスチック容器類回収開始（30箇所＝公民等）
平成17年	2月			平成17年度ごみ分別及び収集日の変更について全地区説明会開始
〃	3月	リサイクルセンター炭生館完成		
〃	〃	旧リサイクルセンター稼動休止		もやせるごみ処理を豊橋市へ委託を廃止
〃	〃			資源物回収事業奨励金制度廃止
〃	〃			廃棄物処理手数料徴収廃止
平成17年	4月	リサイクルセンター炭生館稼動		
〃	〃	もやせるごみをリサイクルセンター炭生館へ搬入		
〃	〃			有害ごみ、紙類・布類、白色トレイ回収開始（30箇所＝公民館等）
〃	10月	第二東部最終処分場建設工事着手		
〃	〃	旧田原市に旧渥美町が編入合併		
〃	11月	渥美町清掃センター焼却処分場解体撤去工事着工		
平成18年	3月	東部最終処分場閉鎖		
〃	4月	産業廃棄物処理手数料徴収		
〃	9月	渥美町清掃センター焼却処分場解体撤去工事完了		
〃	10月	渥美資源化センターストックヤード建設工事着工		
平成19年	3月	第二東部最終処分場建設工事完了・渥美資源化センターストックヤード建設工事完了		
〃	4月	第二東部最終処分場開設・渥美資源化センターストックヤード開設		
〃	〃	事業系一般廃棄物処理手数料徴収開始		
平成21年	4月	レジ袋有料化		
平成23年	7月	家庭用廃食用油回収事業開始		
平成25年	3月	赤羽根環境センター（焼却施設）稼動休止		
〃	8月	リサイクルプラザ廃止		
平成26年	12月	使用済み小型家電拠点回収開始（パソコン回収を開始）		
平成27年	4月	紙類（雑がみ）の回収開始		
〃	10月	プラスチック容器類（プラスチック容器包装）の回収開始		
平成28年	5月	羽毛布団資源化開始		
〃	7月	家庭系ごみ有料化説明会開始		

第 2 節　分別区分と処理フロー

2－1　分別区分

平成 28 年度のごみの分別区分は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 ごみの分別区分

区　　分				種　　類
収集ごみ（許可業者収集及び拠点回収を含む）		もやせるごみ		生ごみ、紙おむつなど金属以外のもの。ただし、長辺 30ｃｍ以下のものに限る。
		もやせないごみ		カセットテープ、電球、廃家電など。ただし、長辺 40ｃｍ以下のものに限る。
		割れガラス陶器類		割れガラス、陶器など
		資源ごみ類	有害ごみ	乾電池、蛍光灯など
			紙類	新聞、雑誌（チラシ、紙箱、封筒、ハガキなどの雑がみを含む。）、ダンボール、牛乳パック
			布類	衣類（ダウンジャケットなどの羽毛又は綿入りのものを除く。）、タオルなど
			空缶	飲食物、油等の空缶（アルミ缶、スチール缶）
			小物金属	フライパン、やかんなど（鉄類・非鉄類）
			ガラスびん	飲食、調理用ガラスびん（透明、茶色、その他色びん）
			ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用、食酢・調味酢用、みりん風調味料用など
			プラスチック容器類	プラスチック製の容器及び包装袋、パック、カップなど
			白色トレイ	トレイ
			廃食用油	植物性油
収集しないごみ	直接搬入ごみ	資源ごみ類	剪定枝木	草木、竹（畑、山林等の草木、竹及び造成工事等により発生した草木、竹を除く。）
			小型家電	携帯、パソコンなどの個人情報を含むもの
		粗大ごみ		布団、家具類、自転車類、大型家電（家電 4 品目を除く。）など
	処理不適物	家電 4 品目		テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機
		オートバイ		オートバイ、原動機付自転車
		処理困難物		廃タイヤ、バッテリー、ニカド電池、薬品、廃油、消火器、ガスボンベ、建設廃材など

2−2　ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図 2-1 に示すとおりです。

・もやせるごみ、中間処理後の可燃物は、田原リサイクルセンター〈炭生館〉で炭化処理しています。炭化処理されてできた炭化物は、製鋼会社へ販売しています。

・田原リサイクルセンターで炭化処理後に発生する固化飛灰及び燃え殻は、第二東部最終処分場で埋立処分しています。

・もやせないごみ、資源ごみ類及び粗大ごみ等は、東部資源化センター、赤羽根環境センター及び渥美資源化センターで処理しています。処理後の不燃物は赤羽根環境センター(最終処分場)及び渥美最終処分場で埋立処分しています。

・資源物は、再生事業者に引き渡し、資源化を行っています。

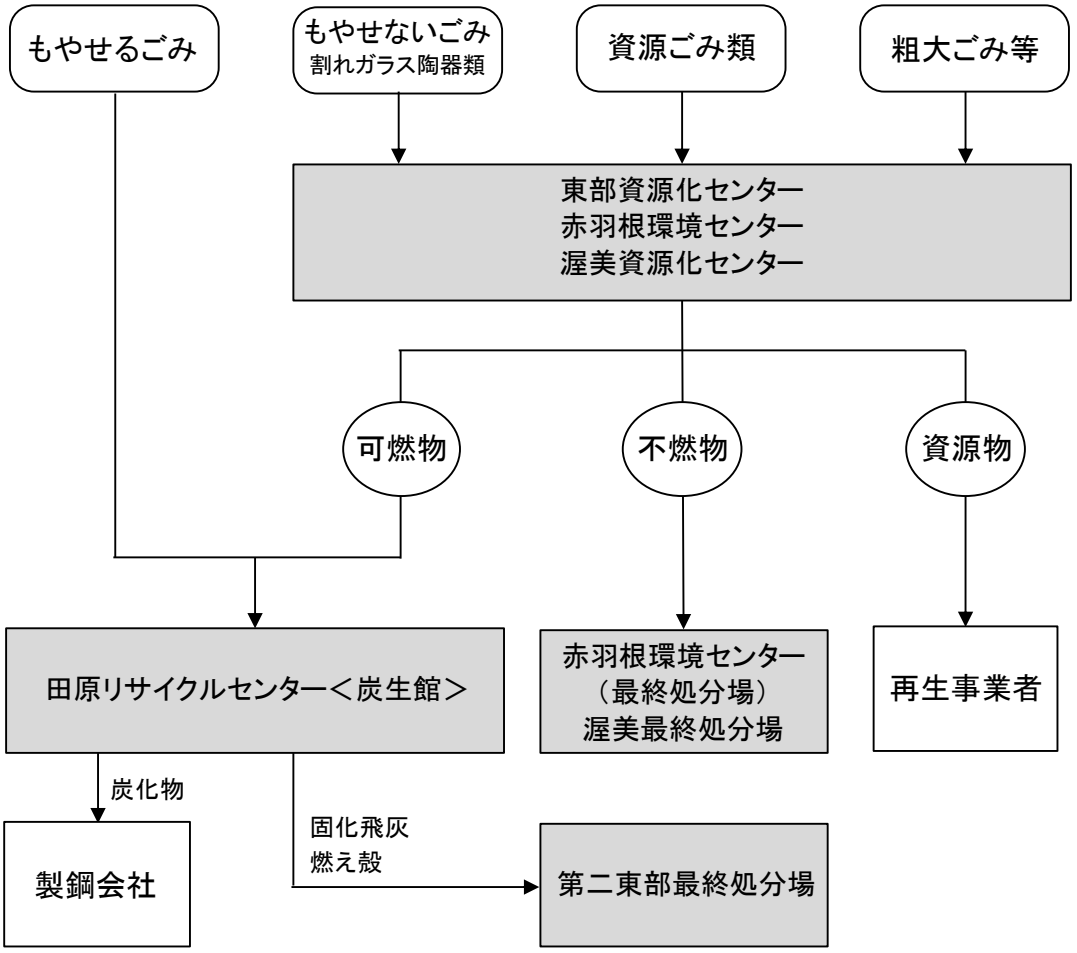

図 2-1　ごみ処理フロー

第 3 節　ごみ発生量の実績及びその性状

3－1　ごみの発生量

ごみの発生量は表 2-3 に示すとおりであり、総量はほぼ横ばいに推移していますが、人口が減少する中、1 人当たりのごみ量は増加しています（図 2-2 参照）。

全国平均値は年々減少する中、本市値は増加傾向にあり平成 26 年度は本市が 143ｇ/人･日上回っています。類似都市平均値と比較すると、本市は平成 26 年度までほぼ同じ線形を示していますが、類似都市平均値は平成 25 年度まで全国平均値より低く、平成 26 年度に全国平均と同じ値となりましたが、5 年間にわたって本市値を下回っています。

表 2-3 ごみの発生量

（単位:t/年）

			H22	H23	H24	H25	H26	H27
人　口（人）			66,148	65,944	65,386	65,017	64,382	63,853
収集ごみ	もやせるごみ	家庭系（委託）	9,680	11,011	11,282	11,472	11,479	11,248
		事業系（許可）	4,495	4,395	4,424	4,498	4,607	4,666
		合計	14,175	15,406	15,706	15,970	16,086	15,914
	もやせないごみ	家庭系（委託）	174	241	153	163	185	198
		家庭系（許可）	14	117	74	79	90	96
		事業系（許可）	52	30	19	20	23	24
		合計	240	388	246	262	298	318
	資源ごみ類	家庭系（委託）	2,427	2,197	2,167	2,007	1,939	1,856
		家庭系（許可）	358	336	339	318	330	410
		事業系（許可）	1,350	1,268	1,275	1,199	1,244	1,208
		合計	4,135	3,801	3,781	3,524	3,513	3,474
	計		18,550	19,595	19,733	19,756	19,897	19,706
直接搬入ごみ	もやせるごみ	家庭系（直搬）	2,369	1,270	1,364	1,431	1,401	1,455
		事業系（直搬）	533	462	307	511	537	554
		合計	2,902	1,732	1,671	1,942	1,938	2,009
	もやせないごみ	家庭系（直搬）	113	249	156	167	189	203
		事業系（直搬）	43	95	60	65	73	78
		合計	156	344	216	232	262	281
	資源ごみ類	家庭系（直搬）	3,106	3,021	2,651	2,481	2,911	2,282
		事業系（直搬）	650	633	555	519	609	1,333
		合計	3,756	3,654	3,206	3,000	3,520	3,615
	計		6,814	5,730	5,093	5,174	5,720	5,905
総　計			25,364	25,325	24,826	24,930	25,617	25,611
田原市{原単位(g/人･日)}			1,051	1,049	1,040	1,051	1,090	1,096

注1）　直接搬入ごみである粗大ごみ等は、中間処理後に「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「資源ごみ類」に含めています。

注2）　割れガラス陶器類は、「もやせないごみ」に含めています。

資料:住民基本台帳人口（人口）
廃棄物対策課（ごみ量）

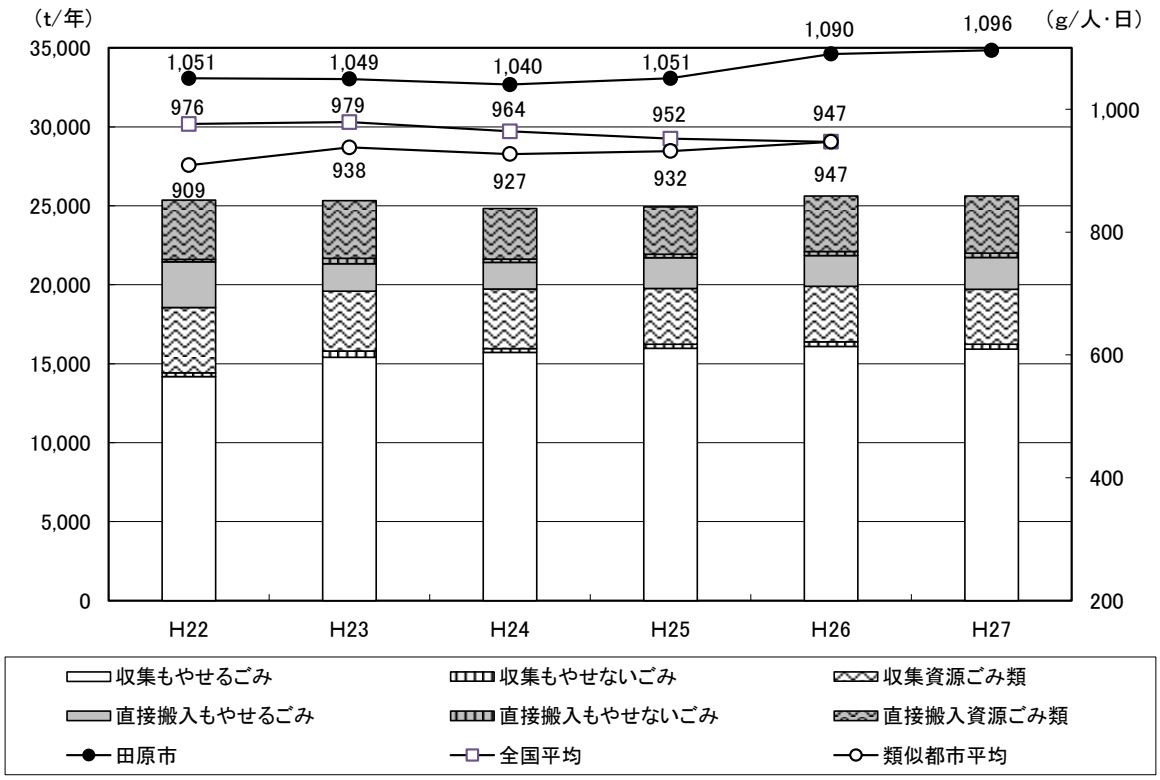

図 2-2 ごみの発生量の推移

3－2　ごみの性状

もやせるごみの組成分析は、田原リサイクルセンター＜炭生館＞において年 4 回行われており、その結果は表 2-4 に示すとおりです（図 2-3 参照）。

乾ベースでは、紙・布類は減少傾向にありますが、6 か年平均で約 45%と最も多くなっています。

表 2-4 もやせるごみの組成分析結果（乾ベース）

（単位：%）

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	平均
組成分析	紙・布類	49.68	48.97	49.31	47.81	40.97	38.43	45.86
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	18.99	19.31	18.77	17.41	20.05	24.22	19.79
	木・竹・わら類	12.85	17.95	15.97	16.39	18.83	15.85	16.31
	厨芥類	12.79	9.82	9.92	9.10	13.84	16.37	11.97
	不燃物類	2.38	1.50	2.15	4.89	3.03	1.10	2.51
	その他	3.31	2.45	3.88	4.40	3.28	4.03	3.56
3成分	水分	51.95	51.82	51.15	50.37	53.40	51.47	51.69
	灰分	5.55	5.18	6.40	8.40	6.05	5.20	6.13
	可燃分	42.5	43.00	42.45	41.23	40.55	43.33	42.18
低位発熱量(kg/kcal)		1,601	1,624	1,604	1,553	1,503	1,641	1,588

資料：田原リサイクルセンター

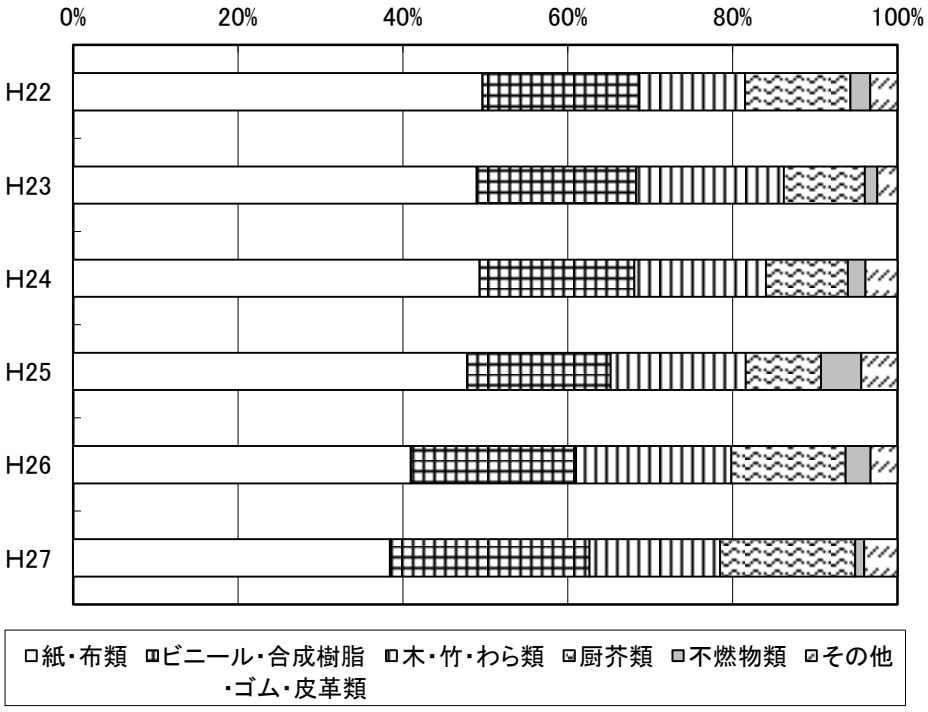

図 2-3 もやせるごみの組成分析結果（乾ベース）

第 4 節　ごみ減量化・再生利用の実績

ごみの減量化・再生利用のために、現在行政が取り組んでいる事項及び実績を以下に示します。

(1) 資源回収量

紙類、布類、空缶(アルミ・スチール)、小型金属(鉄・非鉄)、有害ごみ、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック容器類、白色トレイ、剪定枝木、廃食用油を分別収集等し、各々の処理業者において再資源化を行っています。もやせるごみ及び中間処理後の可燃物は、田原リサイクルセンター＜炭生館＞で処理し、処理後の炭化物は資源として回収しています。

資源回収量は、表 2-5 に示すとおりです。

表 2-5 資源回収量

(単位:t/年)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
紙類	2,035.42	1,992.27	1,860.03	1,740.08	1,628.88	1,584.27
布類	435.77	445.83	440.33	448.48	446.13	458.64
空缶	264.00	201.98	245.37	196.16	217.09	211.18
小物金属	578.21	456.07	580.86	458.97	574.81	605.34
有害ごみ	40.20	33.98	38.34	36.30	39.48	33.92
ガラスびん	568.26	530.32	462.75	460.05	452.26	439.68
ペットボトル	209.00	195.67	193.96	207.75	194.67	190.26
プラスチック容器類	172.40	166.31	160.82	159.89	154.62	151.23
白色トレイ	5.60	5.44	4.89	5.54	5.70	4.83
剪定枝木	3,568.02	3,407.57	2,990.57	2,801.25	3,308.24	3,397.80
廃食用油	－	1.50	3.54	4.13	5.14	5.69
その他	14.52	19.44	4.60	5.34	5.54	5.43
小計	7,891.40	7,456.37	6,986.05	6,523.93	7,032.56	7,088.26
炭化物	781.19	955.88	877.19	839.38	828.06	771.06
合計	8,672.59	8,412.25	7,863.24	7,363.31	7,860.62	7,859.32

資料:廃棄物対策課

再生利用率を表2-6に示します。ここでいう再生利用率は次に示す算出式の数値です。

再生利用率＝資源回収量／ごみ総排出量

表 2-6 再生利用率

(単位:t/年)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ごみ総排出量	25,364	25,325	24,826	24,930	25,617	25,611
資源回収量	8,672.59	8,412.25	7,863.24	7,363.31	7,860.62	7,859.32
再生利用率(%)	34.2%	33.2%	31.7%	29.5%	30.7%	30.7%

資料:廃棄物対策課

(2) 生ごみの堆肥化

家庭から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理容器等を設置した家庭に市から補助金を支給しています。

平成 23 年度から平成 27 年度までの設置基数は表 2-7 に示すとおりです。

表 2-7 生ごみ処理容器等の設置基数

（単位：台）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
コンポスター	11	12	27	15	10	11
電気式生ごみ処理機	11	3	4	7	6	7

資料：廃棄物対策課

第 5 節　ごみ処理の実績

5－1　収集・運搬

収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法により家庭から排出された一般廃棄物を収集対象としています。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入若しくは、許可業者により収集されたものを受け入れています。

収集方式等及び収集運搬量は、表 2-8、表 2-9 に示すとおりです。

表 2-8　収集方式等

区　　分		収集場所	収集頻度	収集運搬体制
もやせるごみ		ごみステーション	週 2 回	委託
もやせないごみ			月 1 回	
割れガラス陶器類				
資源ごみ類	有害ごみ			
	紙類			
	布類			
	空缶			
	小物金属			
	ガラスびん類			
	ペットボトル		月 2 回	
	プラスチック容器類			
	白色トレイ			
	廃食用油	公共施設、店舗	週 1 回	委託（拠点回収）

資料：平成 28 年度　田原市一般廃棄物処理計画

表 2-9　収集･運搬量

（単位:t/年）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
もやせる	9,680.32	11,010.85	11,281.60	11,471.75	11,478.93	11,247.72
もやせないごみ(割れガラス類含む)	174.00	241.37	152.51	162.95	185.00	197.74
紙類	1,014.39	951.71	895.93	827.34	708.47	677.77
布類	175.83	172.05	164.80	162.57	141.22	141.90
空缶	172.73	132.15	160.55	128.35	142.05	139.70
小物金属	358.49	282.76	360.13	284.56	356.38	332.56
有害ごみ	26.53	22.43	25.30	23.96	26.06	22.39
ガラスびん	360.76	332.57	267.31	261.32	255.95	241.93
ペットボトル	165.50	150.97	144.37	167.05	158.19	153.71
プラスチック容器類	144.95	141.11	137.23	139.63	136.59	132.40
白色トレイ	5.09	4.95	4.43	5.07	5.23	4.37
廃食用油	－	1.50	3.54	4.13	5.14	5.69
その他	2.99	5.86	2.71	3.14	3.26	3.20
計	12,281.56	13,450.28	13,600.41	13,641.82	13,602.46	13,301.06

資料:廃棄物対策課

5－2　中間処理

(1) 可燃ごみの処理施設

可燃ごみの処理施設の概要は表 2-10 に示すとおりです。

赤羽根環境センター（焼却施設）は、平成 6 年度に稼動を開始していましたが、老朽化等により平成 25 年度から休止しています。

田原リサイクルセンター〈炭生館〉は、ＰＦＩ方式による特別目的会社（ＳＰＣ）が施設の設計・建設を行うとともに平成 17 年 4 月から 15 年間運営管理し、市内から搬入される一般廃棄物のうち「もやせるごみ」を処理し、炭化物を製造する施設です。

表 2-10 可燃ごみの処理施設概要

施設名	赤羽根環境センター(焼却施設)	田原リサイクルセンター〈炭生館〉
施設の種類	焼却	炭化
処理方式	ストーカ式(可動)	流動床
炉形式	バッチ運転	全連続運転
処理能力	5ｔ/日	60ｔ/日
使用開始年度	平成 6 年度（平成 25 年度休止）	平成 17 年度

資料：平成 26 年度　一般廃棄物処理事業実態調査（平成 28 年 3 月　愛知県）

表 2-11(1) 赤羽根環境センター(焼却施設)の搬入搬出量

（単位:t/年）

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
搬入量		795.90	811.12	750.74			
搬出量	焼却処理残渣(主灰)	181.25	202.64	208.51			
	焼却処理残渣(飛灰)	39.47	56.83	53.67			
	計	220.72	259.47	262.17			

資料:廃棄物対策課

表 2-11(2) 田原リサイクルセンター〈炭生館〉の搬入搬出量

（単位:t/年）

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
搬入量		17,568.77	17,238.83	17,613.49	17,912.00	18,023.66	17,923.26
搬出量	炭化物	781.19	955.88	877.19	839.38	828.06	771.06
	鉄	31.88	30.30	30.77	35.26	33.50	31.68
	アルミ	3.12	2.73	1.24	0.39	0.18	0.00
	燃え殻	433.66	396.04	433.99	402.60	423.10	415.91
	固化飛灰	691.54	681.64	634.57	696.48	734.67	755.71
	計	1,941.39	2,066.59	1,977.76	1,974.11	2,019.51	1,974.36

資料:廃棄物対策課

(2) 可燃ごみ以外の処理施設

可燃ごみ以外の処理施設の概要は表 2-12 に示すとおりです。一時保管的な施設を含みます。

東部資源化センター、赤羽根環境センター及び渥美資源化センターは、資源ごみ類及び粗大ごみを分別・回収する施設です。資源ごみ類は種類ごとに分別しリサイクル業者へと運ばれます。また、東部資源化センターは、粗大ごみ･もやせないごみなどを前処理施設（破砕機）による減容化や、手分別による選別で資源を回収したのち、もやせる材質のものは田原リサイクルセンター〈炭生館〉へ運ばれ炭化処理されます。

表 2-12 可燃ごみ以外の処理施設の概要

施設名	東部資源化センター	赤羽根環境センター	渥美資源化センター
処理能力	破砕・圧縮施設　15ｔ/5h ストックヤード　162m^2	ストックヤード　156m^2	ストックヤード　346m^2
使用開始年度	平成 6 年度	平成 6 年度	平成 19 年度

資料：平成 26 年度　一般廃棄物処理事業実態調査（平成 28 年 3 月　愛知県）

表 2-13(1) 東部資源化センターの処理量

（単位：t/年）

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
処理量	可燃物	1,178.75	1,236.60	1,218.37	1,236.24	1,202.07	1,233.69
	不燃物	202.33	205.79	212.31	202.21	189.07	190.50
	資源物	1,419.55	1,287.18	1,322.55	1,160.86	1,240.21	1,228.88

資料：廃棄物対策課

表 2-13(2) 赤羽根環境センターの処理量

（単位：t/年）

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
処理量	可燃物	789.97	738.15	786.11	186.52	178.52	177.58
	不燃物	21.44	106.13	102.38	115.52	104.14	92.94
	資源物	3,895.50	3,738.77	3,334.34	3,130.33	3,678.85	3,756.41

資料：廃棄物対策課

表 2-13(3) 渥美資源化センターの処理量

（単位：t/年）

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
処理量	可燃物	291.96	287.88	322.01	296.60	307.30	343.85
	不燃物	171.37	419.51	147.48	176.07	267.11	315.77
	資源物	702.17	670.99	716.33	670.58	707.01	748.98

資料：廃棄物対策課

5－3　最終処分

本計画が対象とする最終処分場は、本市に 3 つあり、その概要は表 2-14 に示すとおりです。

その他に片浜埋立処分場がありますが、建物を壊したときに出る産業廃棄物のうち、コンクリート破片やレンガ破片等の「がれき類」を処分する施設であるため、本計画では対象としません。

それぞれの最終処分量は表 2-15 に示すとおりです。

表 2-14　最終処分場の概要

施 設 名	赤羽根環境センター（最終処分場）	渥美最終処分場	第二東部最終処分場
埋立地面積	3,900 m^2	44,080 m^2	6,900 m^2
全体容量	12,200 m^3	150,500 m^3	40,600 m^3
埋立開始年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 19 年度
処理対象廃棄物	不燃ごみ	不燃ごみ	焼却残渣（主灰） 不燃ごみ　焼却残渣（飛灰）
残余容量	5,919 m^3	101,019 m^3	34,052 m^3

資料：平成 26 年度　一般廃棄物処理事業実態調査（平成 28 年 3 月　愛知県）

表 2-15(1)　赤羽根環境センター(最終処分場)の最終処分量

（単位：t/年）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
不燃物	21.44	106.13	101.51	114.81	103.27	92.23
焼却灰	181.25	202.64	208.51			
飛灰	39.47	56.83	53.67			
計	242.16	365.60	363.69	114.81	103.27	92.23

資料：廃棄物対策課

表 2-15(2)　渥美最終処分場の最終処分量

（単位：t/年）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
東部資源化センターから	202.33	205.79	212.31	202.21	189.07	190.50
赤羽根環境センターから	0.00	0.00	0.87	0.71	0.87	0.71
渥美資源化センターから	171.37	419.51	147.47	176.07	267.11	315.77
計	373.70	625.30	360.65	378.99	457.05	506.98

資料：廃棄物対策課

表 2-15(3)　第二東部最終処分場の最終処分量

（単位：t/年）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
固化飛灰	691.54	681.64	634.57	696.48	734.67	755.71
燃え殻	433.66	396.04	433.99	402.60	423.10	415.91
計	1,125.20	1,077.68	1,068.56	1,099.08	1,157.77	1,171.62

資料：廃棄物対策課

第 6 節　市民及び事業者の意識

6－1　市民・事業者アンケート調査

市民・事業者の意見を反映するためアンケート調査を行いました。

アンケート調査の対象は、表 2-16 に示すとおりです。

表 2-16 市民･事業者アンケートの対象者

区分 / 項目	市民	事業者
実施月	平成 28 年 7 月	
有効調査票数	995 通	100 通
回答数・率	468 通（回収率 47.0%）	55 通（回収率 55%）
回答者の属性	（性別） 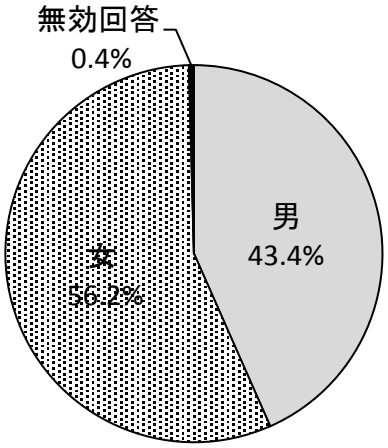 （年代） 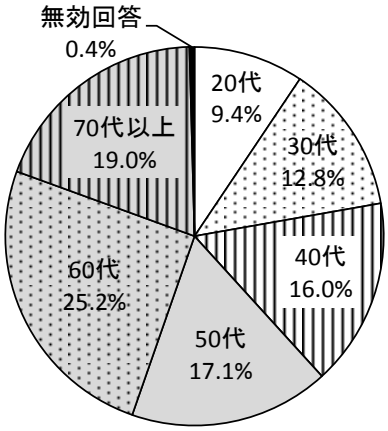	（事業所形態） 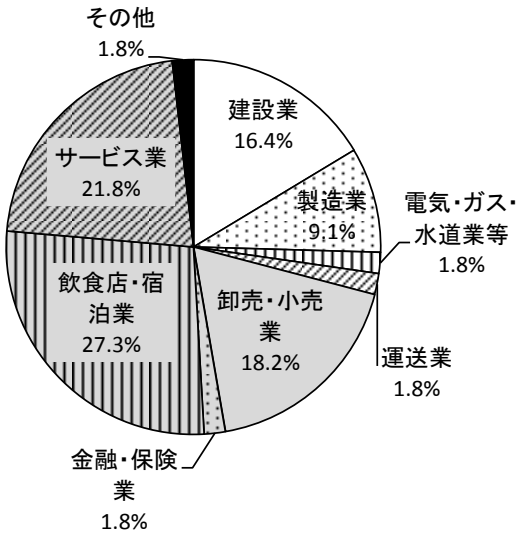 （従業員数） 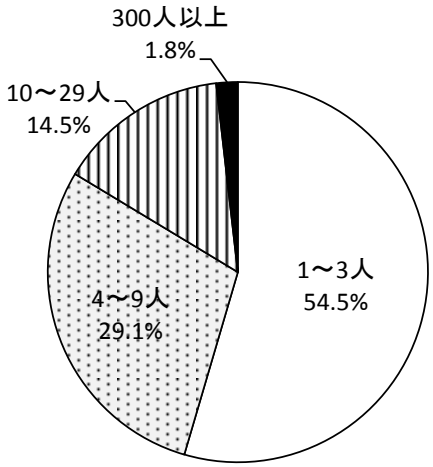

※有効調査票数とは、転居等により無効となった票数を除いた票数を示す。
※回答率＝回答数／有効調査票数

6－2　市民アンケート結果

(1) ごみ問題や環境問題への関心度

ごみ問題や環境問題は、図 2-4 に示すとおりです。一戸建て住宅及び共同住宅のいずれも、「ごみの出し方やマナー」に関心を示していますが、「ごみの減量化」及び「ごみの資源化」は一戸建て住宅の方より共同住宅の方のが、関心が低くなっています。

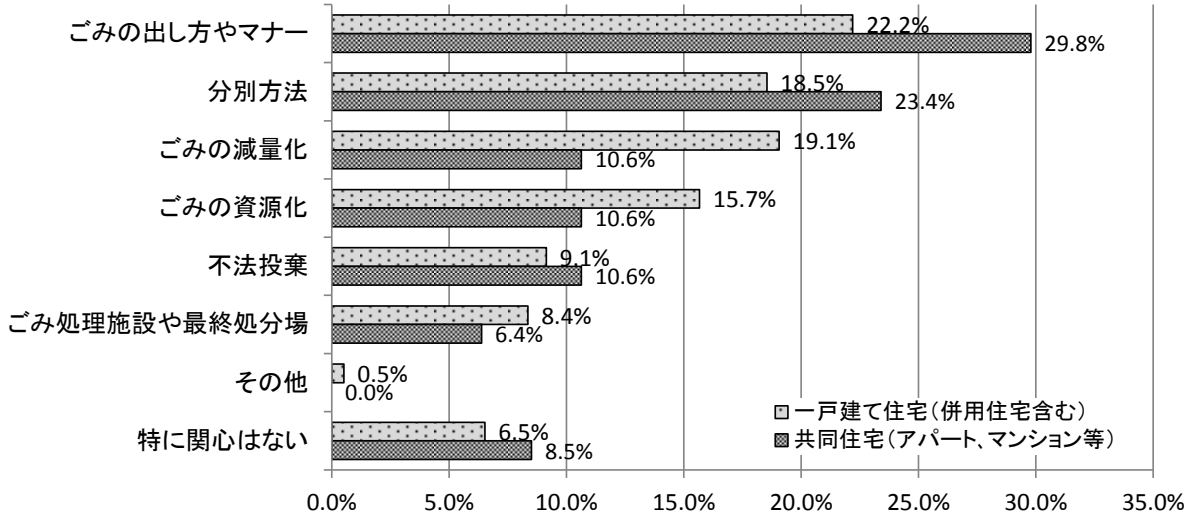

図 2-4　ごみ問題・環境問題の結果（N=430）

(2) 資源ごみの分別状況

資源ごみの分別状況は、図 2-5 に示すとおりです。空缶や、有害ごみ、ガラスびん、ペットボトルは、90%以上の方が分別しています。しかし、紙類や衣類は「燃やせる素材」、プラスチック容器類や白色トレイは「汚れを取るのが手間」との理由から分別が徹底されていません。なお、雑がみの分別は、平成 27 年度から市民へ周知し始めたことから「分別をすることを知らなかった」との意見が多くありました。

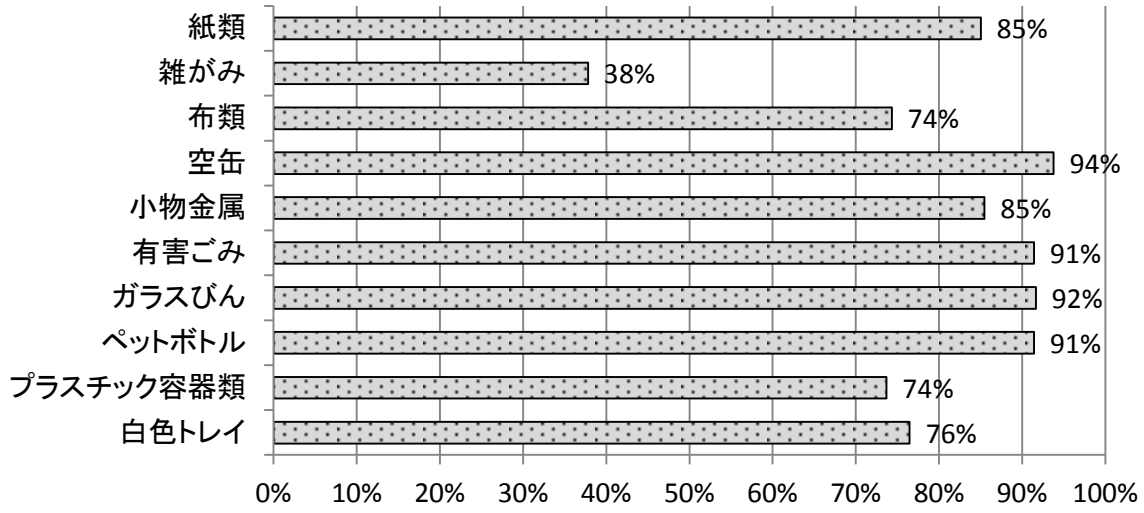

図 2-5　資源ごみの分別状況の結果（N=468）

(3) ごみの減量化・資源化の促進に向けた情報提供

どのような情報があればごみの減量化・資源化に取り組みやすいかについては、図 2-6 に示すとおりです。ごみ出しに直結する「ごみと資源の分別方法」と回答した方は 26.4%と最も高かったが、ごみ出しに直結しない関連情報の「どれだけ費用がかかっているのか」、「ごみ処理の状況（ごみ量等）」への関心も比較的高い結果となりました。

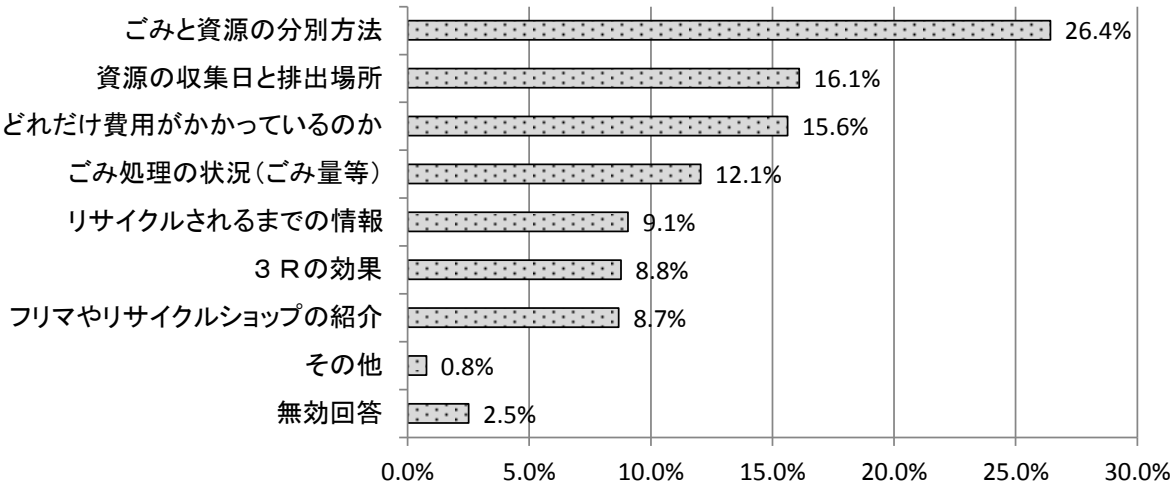

図 2-6 ごみの減量化・資源化の促進に向けた情報提供の結果（MA=1,037）

6－3 事業者アンケート結果

(1) ごみや資源ごみの分別

ごみや資源ごみの保管場所・集積場の有無によるごみや資源ごみの分別状況は、図 2-7 に示すとおりです。ごみや資源ごみの保管場所・集積場について「特にない」と回答した方は 32.7%ありましたが、ごみや資源ごみ徹底して分別していると回答した方は、ごみや資源ごみの保管場所・集積場所の有無に関係なく 90.9%と高い結果となりました。

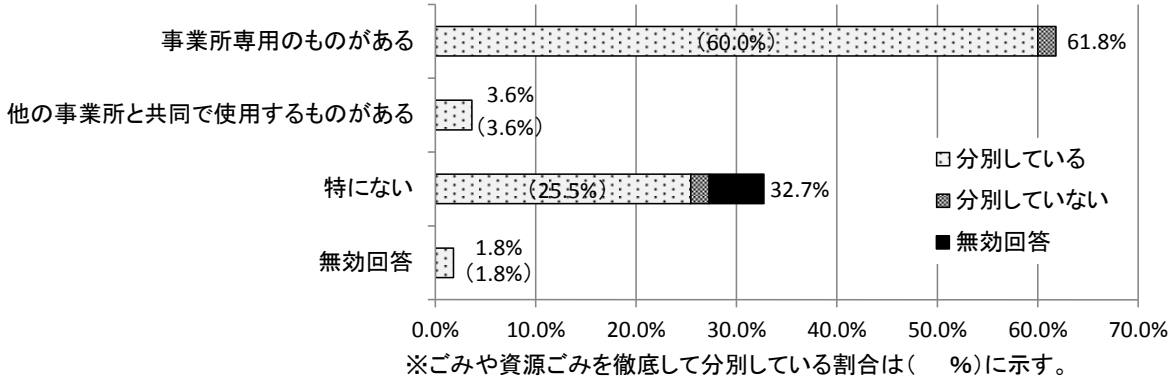

図 2-7 ごみや資源ごみの分別結果（N=55）

(2) 廃棄物の処理方法

ア　生ごみの処理方法

生ごみの処分方法は、図 2-8 に示すとおりです。事業所から排出される廃棄物等は、自らの責任において処理することとされていますが、「市内ごみ・資源ごみの集積所に搬入」と回答した方は 32.7%で、「一般廃棄物収集・運搬業者に依頼」よりも高い結果となりました。

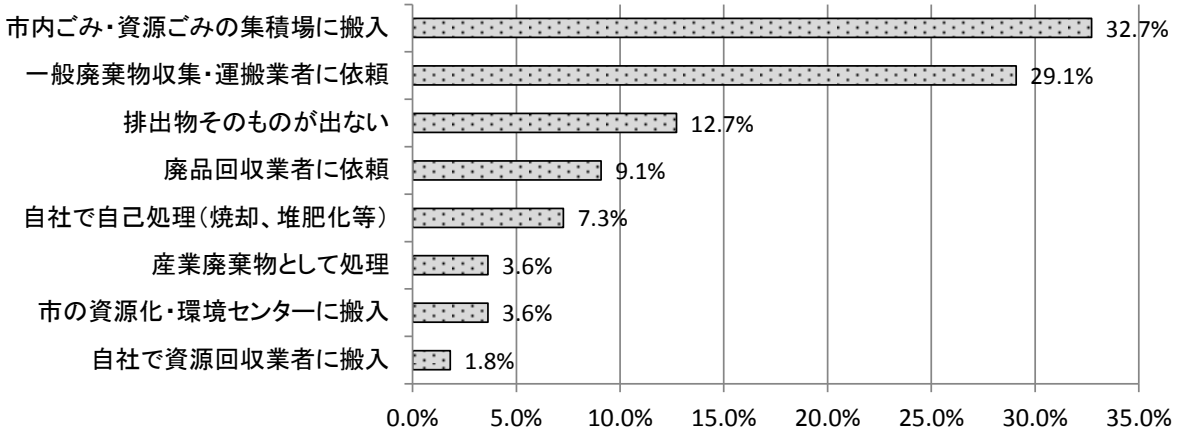

図 2-8　生ごみの処理方法の結果（N=55）

イ　機密紙（シュレッダー処理含む）の処理方法

機密紙の処理方法は、図 2-9 に示すとおりです。この問いでは、機密紙を資源として分別しているか判断はできませんが、生ごみの処理方法と比較すると「市内ごみ・資源ごみの集積所に搬入」、「一般廃棄物収集・運搬業者に依頼」と回答した割合は低く、生ごみとは別に機密紙を処理していると考えられます。

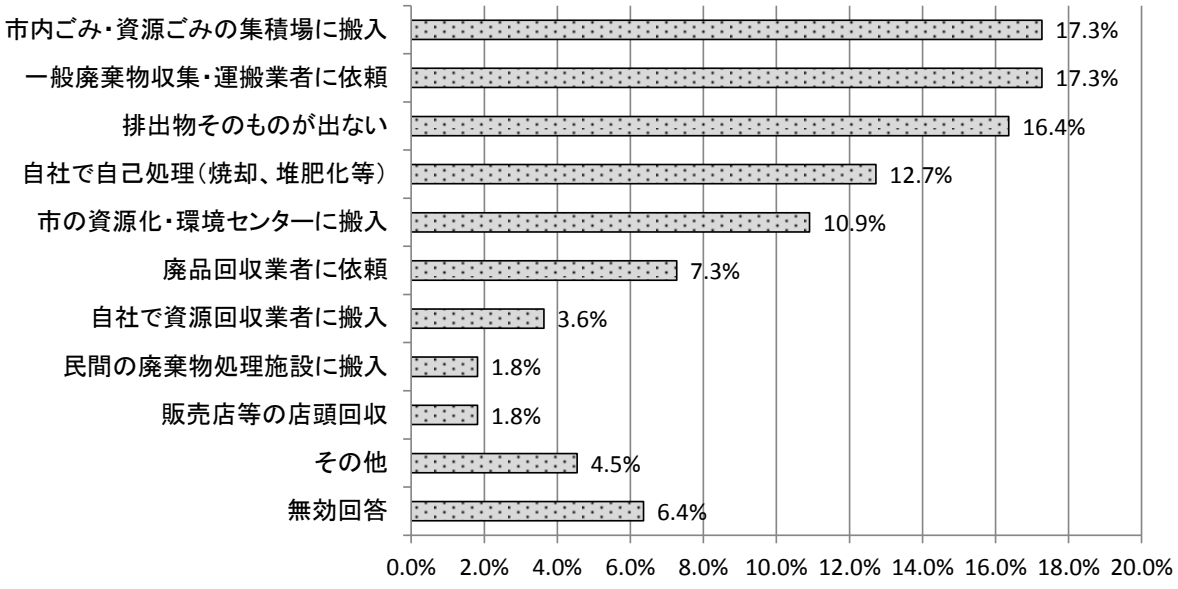

図 2-9　機密紙の処理方法の結果（N=55）

第 3 章　ごみ処理環境の動向

第 1 節　関係法令等

1−1　国の関係法令

国の廃棄物に関する法体系は、図 3-1 に示すとおりです。

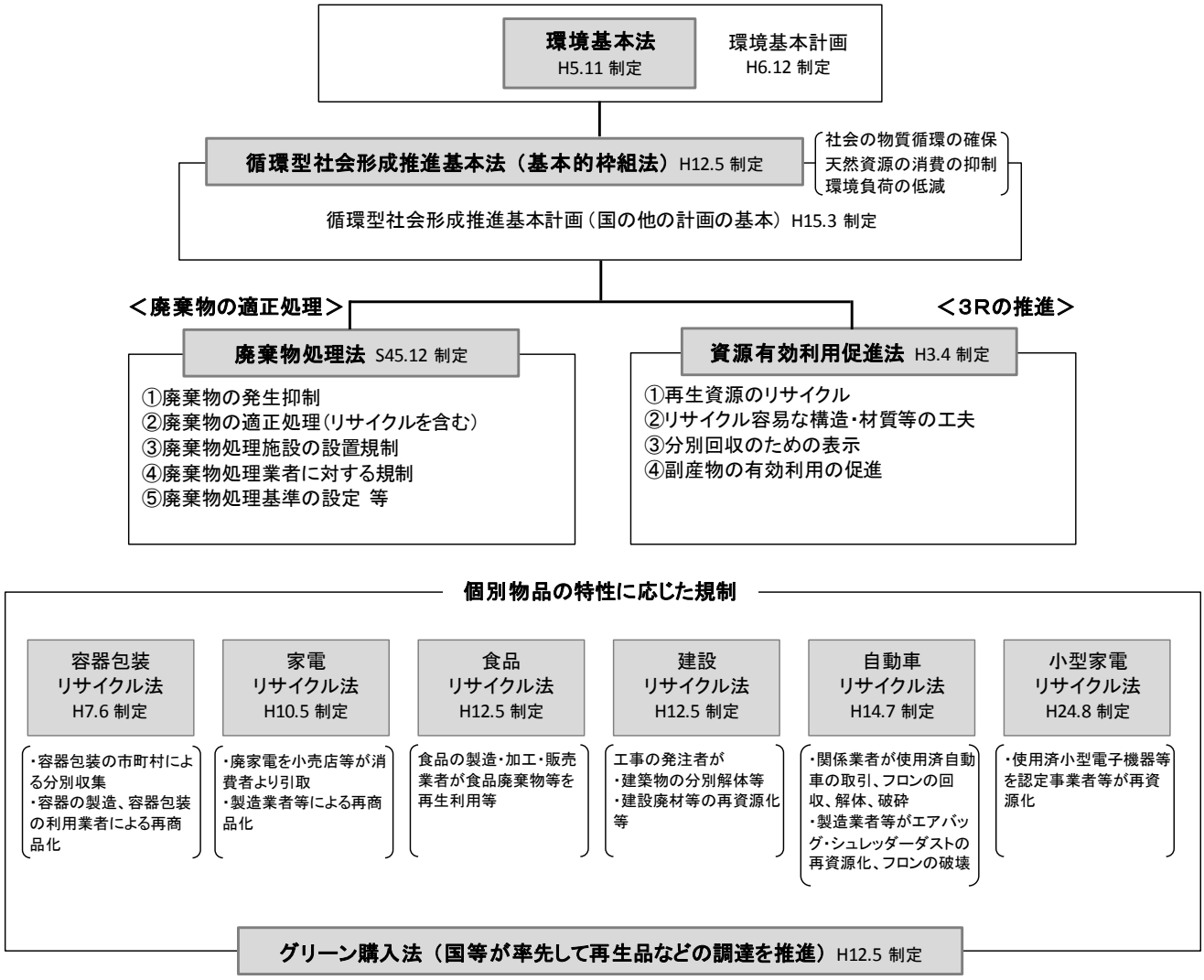

資料：「資源循環ハンドブック2015法制度と3Rの動向」

図 3-1　循環型社会の形成の推進のための関係法令

1－2　県及び市の廃棄物に関する計画等

１．県の廃棄物に関する計画

(1) 愛知県廃棄物処理計画

策定機関	愛知県
策定時期	平成 29 年 3 月
計画期間	平成 29 年度～平成 33 年度
概　　要	産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、昭和 48 年に第一次愛知県産業廃棄物処理計画を策定して以来､9 次にわたり計画を策定し、施策を推進してきました。 前計画期間（平成 24～28 年度）においては、循環型社会の形成を目指し、3R の促進を始め、ものづくりの県である本県の産業技術の集積を活かした循環ビジネスの促進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物とも排出量や最終処分量の削減など一定の成果を上げることができました。 一方、こうした状況の中で、以下のような課題も浮上してきています。 ①一般廃棄物の再生利用率が下降するなど、一部の指標で減量化の動きに減速傾向 ②食品廃棄物の不正転売事案を受けた再発防止策など、排出事業者による適正処理の徹底、監視指導体制の見直し・強化 ③大規模災害の発生に対する備えとして、「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づく、災害廃棄物の処理体制の整備 こうした本県廃棄物行政を巡る今日的な課題を踏まえつつ、循環型社会の構築を目指し、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定するものです。 ○一般廃棄物の減量化目標の設定 ・一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500g とする。 ・廃棄物の排出量について、平成 26 年度に対して約 6%削減する。 ・再生利用率について、平成 26 年度の約 22%から約 23%に増加する。 ・最終処分量について、平成 26 年度に対して約 7%削減する。

(2) 第２次愛知県ごみ焼却処理広域化計画

策定機関	愛知県
策定時期	平成 21 年 3 月
計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度
概　　要	焼却能力 100t/日以上を基準として、県内を 24 ブロックに、また焼却能力 300ｔ/日以上を基準として、県内を 13 ブロックに区割りを行い、市町村は、ブロック毎に広域化ブロック会議を設置し、ブロック内におけるごみ処理の広域化を具体的に推進するための広域化実施計画を策定し、300ｔ/日以上の全連続炉への集約化を目指すこととしている。 田原市赤羽根環境センターを平成 26 年度に廃止し、その処理分については、田原リサイクルセンターにおいて処理を行う。その後、豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンターを統合することにより、最終的に 1 施設への集約化を目指す。

施設名	設置主体	施設規模	施設稼動	年度									備考
		(t/日)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
豊橋市資源化センター(3号炉)	豊橋市	150	H 3	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
豊橋市資源化センター(1・2号炉)	豊橋市	400	H14	→	→	→	→	→	→	→	→	→	継続使用(H30以降統合)
田原リサイクルセンター	ｸﾞﾘｰﾝｻｲﾄｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱(田原市)	60	H17	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
田原市赤羽根環境センター	田原市	5	H 6	→	→	→	→	→					H26廃止

出典：「第２次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年３月　愛知県）

２．市の廃棄物に関する条例

(1) 田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

所　　管	田原市
施　　行	平成６年６月
概　　要	(目的)廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 (市の責務)この条例の目的を達成するため、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理に関し必要な施策を実施しなければならない。 　廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動の促進及び支援に努めなければならない。 　第１項の責務を果たすため、市民及び事業者に対し廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の提供に努め、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。 (市民の責務)廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。 廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。 (事業者の責務)事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。 　事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 　事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。 (市の減量義務)資源ごみの収集、廃棄物処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量を図らなければならない。 (市民の減量義務)再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るよう努めなければならない。 　商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。 (事業者の減量義務)物の製造、加工、販売等に際して、原材料の合理的使用、再利用に関する技術開発等廃棄物の減量を推進するため必要な措置を講じなければならない。 　物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成３年法律第48号)第２条第４項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

第 2 節　近隣市町村の動向

『第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画』（平成 21 年 3 月　愛知県）において、広域化が計画づけられている豊橋市との処理処分施設の設置状況を表 3-1 から表 3-5 に整理します。

表 3-1 焼却施設

地方公共団体名	施設名称	焼却対象物	施設の種類	処理方式	炉形式	処理能力（t/日）	炉数	使用開始年度
豊橋市	豊橋市資源化センター	可燃ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	150	1	H３
	豊橋市資源化センター ごみ処理施設	可燃ごみ、その他、ごみ処理残渣、し尿処理残渣	ガス化溶融・改質	回転式	全連続運転	400	2	H14
	豊橋市バイオマス利活用センター	生ごみ（厨芥類）	メタン化	－	－	59	－	H29
田原市	田原リサイクルセンター 炭生館	可燃ごみ、粗大ごみ	炭化	流動床式	全連続運転	60	2	H17

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成26年度)環境省 、豊橋市

表 3-2 粗大ごみ処理施設

地方公共団体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力（t/日）	使用開始年度
豊 橋 市	豊橋市資源化センター	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、可燃ごみ	併用	70	H14
田 原 市	田原市東部資源化センター	粗大ごみ	破砕	15	H６

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成26年度)環境省

表 3-3 資源化等施設

地方公共団体名	施設名称	施設区分	処理対象廃棄物	処理内容	処理能力（t/日）	使用開始年度
豊 橋 市	豊橋市資源ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	容器包装ﾘｻｲｸﾙ推進施設	金属類、ガラス類、ペットボトル	選別,圧縮・梱包	49.2	H２
	豊橋市ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	容器包装ﾘｻｲｸﾙ推進施設	ペットボトル、プラスチック	選別,圧縮・梱包	29.0	H17
	豊橋市資源化ｾﾝﾀｰ（剪定枝チップ化施設）	その他	剪定枝	その他	10	H24

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成26年度)環境省

表 3-4 リユース・リペア施設

地方公共団体名	施設名称	ﾘﾕｰｽ・ﾘﾍﾟｱの内容	面　積（㎡）	使用開始年度
豊 橋 市	リサイクル工房	修理、展示、販売、譲渡	646	H21

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成26年度)環境省

表 3-5 最終処分場

地方公共団体名	施設名称	処理対象物	埋立地面積（㎡）	全体容量（m^3）	埋立開始年度	残余容量（m^3）
豊 橋 市	豊橋市廃棄物最終処分場(高塚2工区)	焼却残渣（主灰）、溶融飛灰、可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、その他、焼却残渣（飛灰）、溶融スラグ、破砕ごみ・処理残渣,粗大ごみ	138,944	1,588,000	H4	106,717
	豊橋市廃棄物最終処分場(高塚1工区)	溶融飛灰、焼却残渣（飛灰）、溶融スラグ	25,000	262,000	H23	242,798
田 原 市	田原市赤羽根環境センター(最終処分場)	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、焼却残渣(飛灰)	3,900	12,200	H6	5,919
	田原市渥美最終処分場	不燃ごみ	44,080	150,500	H7	101,019
	田原市第二東部最終処分場	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、焼却残渣(飛灰)	6,900	40,600	H19	34,052

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成26年度)環境省

第 4 章　全国・類似都市との比較

第 1 節　ごみ処理の評価

環境省において、平成 28 年 9 月に「ごみ処理基本計画策定指針」が策定されました。本項目では、この中の「ごみ処理の評価」を参考に、一般廃棄物処理システムの評価を行います。

一般廃棄物処理システムの評価として、全国平均及び類似都市との比較評価を行います。

平成 26 年度の評価項目とその結果は、表 4-1 に示すとおりです（図 4-1 参照）。

表 4-1　全国・類似都市との比較

		一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	一人一日当たりごみ総排出量（資源ごみ類除く） (kg/人・日)	一人一日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ類除く） (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (%)	最終処分される割合 (%)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)
全国平均		0.95	0.79	0.52	19.7	9.7	12,664
田原市		1.09	0.79	0.57	30.7	6.7	22,097
類似都市	平均	0.95	0.79	0.56	18.9	8.6	10,030
	最大	1.61	1.09	0.78	38.8	20.6	22,097
	最小	0.63	0.49	0.34	9.1	0.0	5,241
全国平均		100	99	92	104	113	126
田原市		115	100	101	162	78	220
類似都市		100	100	100	100	100	100

※類似都市とは、田原市の人口規模や産業構造の類似した全国の38自治体を選定しています。

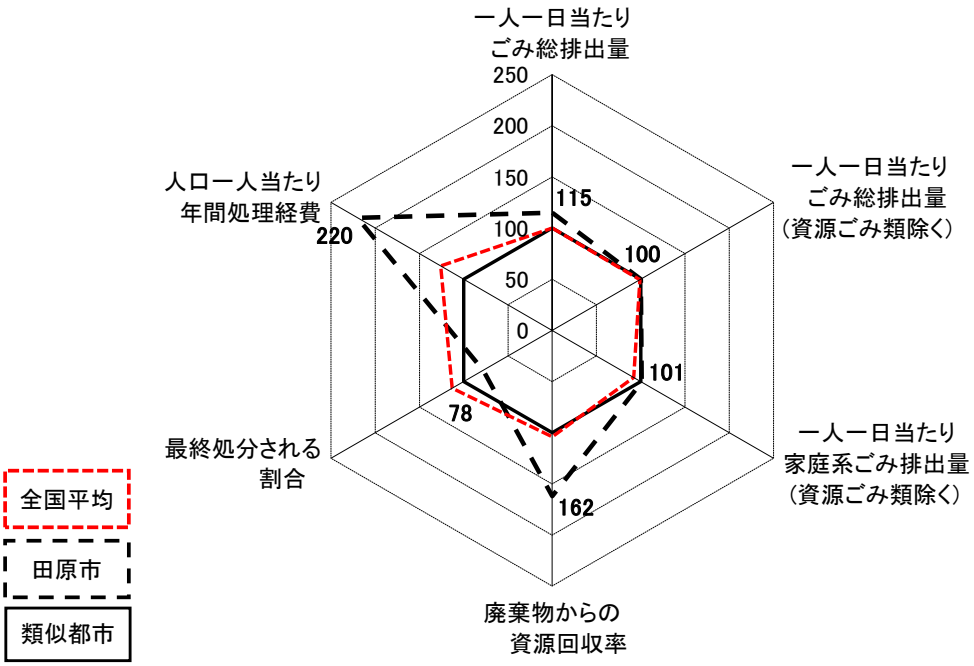

評価指標	
一人一日当たりごみ総排出量	数値が高いと評価は低い
一人一日当たりごみ総排出量(資源ごみ類除く)	数値が高いと評価は低い
一人一日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみ類除く)	数値が高いと評価は低い
廃棄物からの資源回収率	数値が高いと評価は高い
最終処分される割合	数値が高いと評価は低い
人口一人当たり年間処理経費	数値が高いと評価は低い

図 4-1　全国･類似都市との比較

(1) 一人一日当たりごみ総排出量

過去 5 年間の人口一人一日当たりごみ総排出量は、図 4-1(1)に示すとおりです。全国及び類似都市の平均値に対して、本市は若干高い値となっており、平成 26 年度においては類似都市平均値に比べ 0.14kg/人・日上回っています。

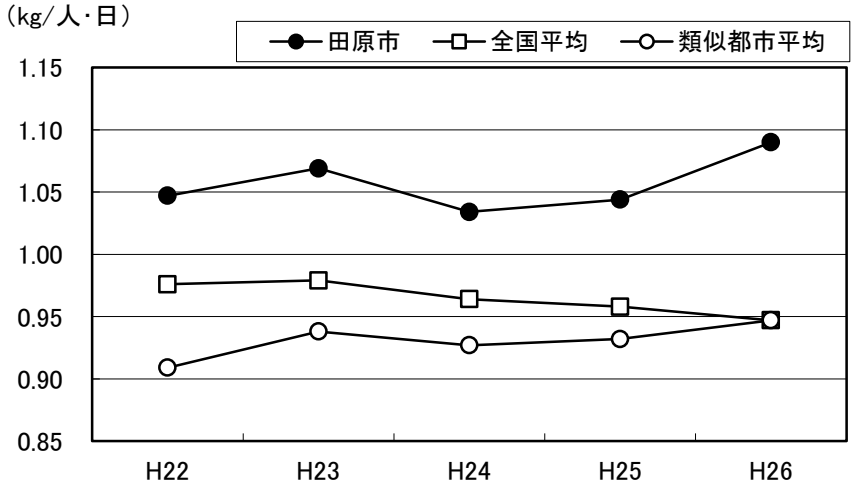

図 4-1(1) 人口一人一日当たりごみ総排出量

(2) 一人一日当たりごみ排出量（資源ごみ類除く）

過去 5 年間の人口一人一日当たりごみ排出量（資源ごみ類を除く）は、図 4-1(2)に示すとおりです。全国及び類似都市の平均値に対して、平成 22 年度から平成 25 年度まで本市は若干低い値となっておりましたが年々増加し、平成 26 年度は全国及び類似都市の平均値と同じ値となっています。

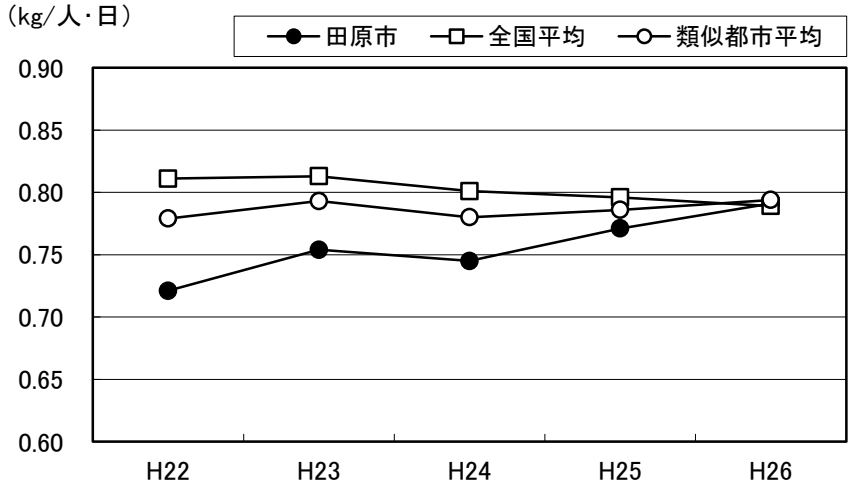

図 4-1(2)　人口一人一日当たりごみ排出量(資源ごみ類除く)

(3) 一人一日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ類除く）

過去5年間の人口一人一日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）は、図4-1(3)に示すとおりです。全国及び類似都市の平均値に対して、平成22年度の本市は若干低い値となっておりましたが、年々増加し平成26年度は全国の平均値に比べ0.05kg/人・日上回っています。

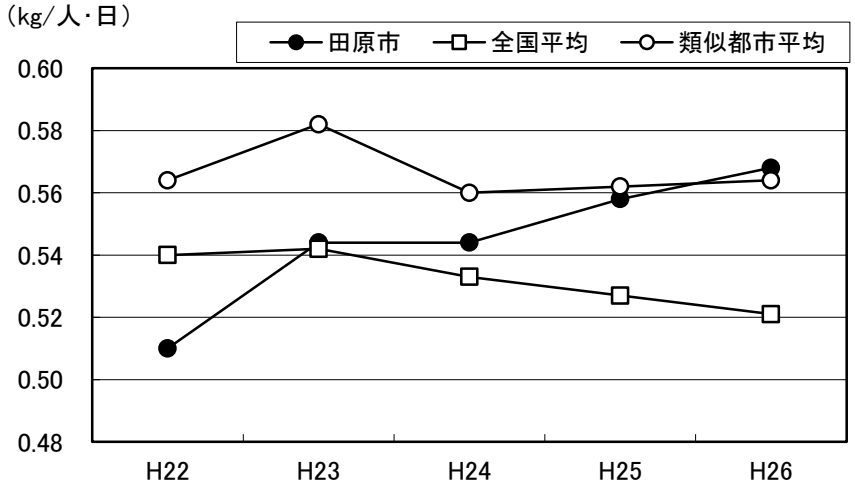

図 4-1(3)　人口一人一日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ類除く）

(4) 廃棄物からの資源回収率

過去5年間の廃棄物からの資源回収率は、図4-1(4)に示すとおりです。本市の値は減少傾向にある中で、全国及び類似都市の平均値に対して、剪定枝木を資源回収していることから高い数値を示しており、平成26年度においては類似都市平均値に比べ11.9%上回っています。

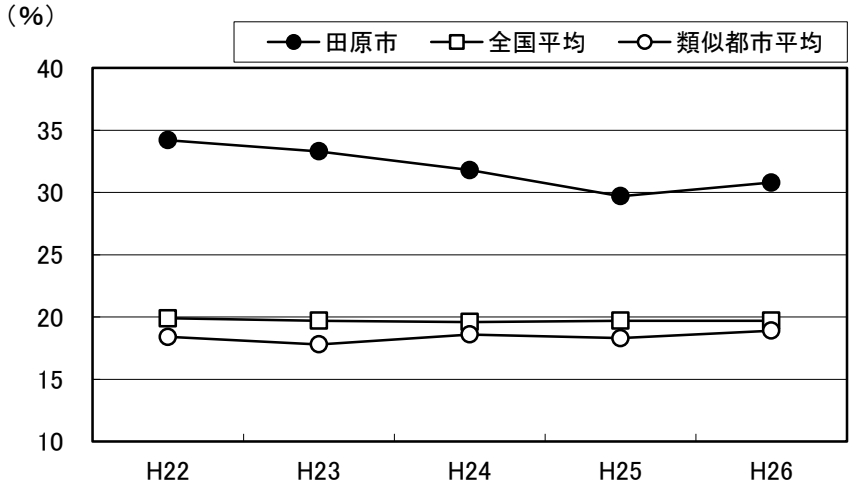

図 4-1(4) 廃棄物からの資源回収率

(5) 廃棄物のうち最終処分される割合

過去 5 年間の廃棄物のうち最終処分される割合は、図 4-1(5)に示すとおりです。全国及び類似都市の平均値に対して、本市は田原リサイクルセンターにおいて炭化物を製造しているため数値は低く、平成 26 年度においては全国平均値に比べ約 3.0%下回っています。

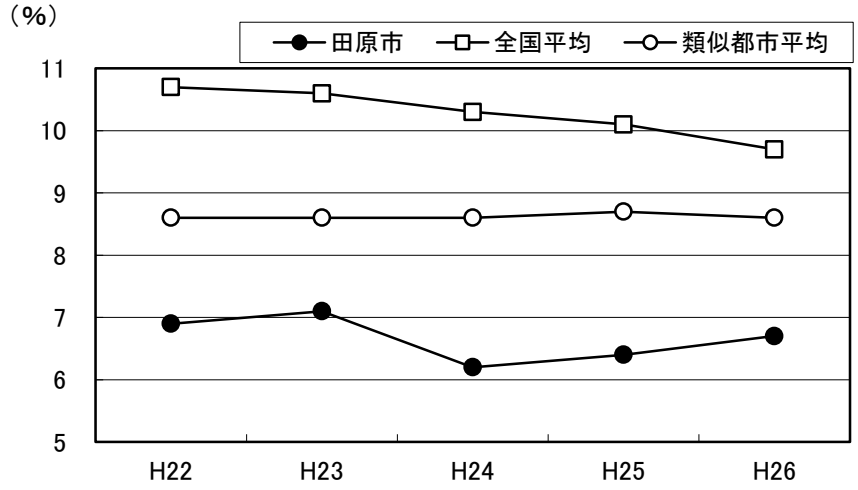

図 4-1(5) 廃棄物のうち最終処分される割合

(6) 人口一人当たり年間処理経費

過去 5 年間の廃棄物のうち最終処分される割合は、図 4-1(6)に示すとおりです。全国及び類似都市の平均値に対して、本市は田原リサイクルセンターの建設費を 15 年間で按分して計上しているため、数値が高くなっています。また、平成 26 年度は破砕処理機の大規模修繕が重なったことからさらに数値は高く、類似都市平均値に比べ約 12,000 円/人・年上回っています。

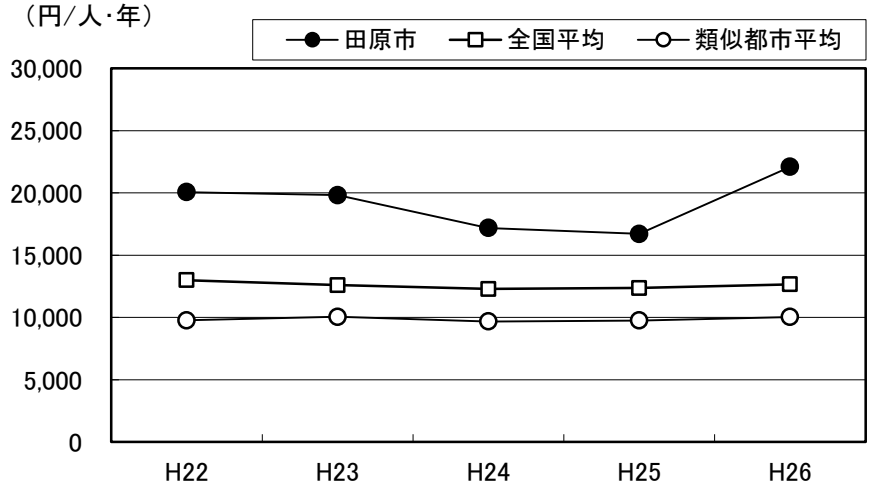

図 4-1(6) 人口一人当たり年間処理経費

第 5 章　課題の抽出

第 1 節　課題の整理

課題として、①ごみ排出抑制、②ごみの資源化、③中間処理、④収集・運搬、⑤最終処分の 5 項目に分けて整理すると、以下に示すとおりとなります。

	課　　題	検討項目
①ごみ排出抑制		
	一人一日当たりのごみ総排出量は、ほぼ横ばいに推移していますが、類似都市平均を上回っています。また、資源ごみ類を除く一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は年々増加しており、平成 26 年度は類似都市平均を上回っています。	今後更なる排出抑制に努め、市民・事業者に対し広報啓発活動などを推進するとともに、新たな排出抑制策を導入する必要があります。
②ごみの資源化		
	資源回収量は、類似都市平均を上回っていますが、年々減少傾向を示しています。	引き続き資源ごみ類回収の徹底と併せて新たな資源の掘り起しに取り組むとともに、資源回収率を向上させるため、回収方法を検討する必要があります。
③中間処理		
	ごみ処理施設は、平成の大合併前に整備した施設をそのまま引き継ぐ形で市内に 3 施設あり、それぞれが小規模施設であることから、非効率的な運営となっています。	適正処理に向けて、引き続き施設の整備・統合を検討します。
	ＰＦＩ方式の田原リサイクルセンター〈炭生館〉は事業期間が 15 年間であり、平成 31 年度までとなっています。	事業期間の終了後の運営方法を検討するとともに、豊橋市との広域ごみ処理施設整備までの期間は、施設の延命化に努める必要があります。
	広域ごみ処理施設の整備を進めるにあたり、同じごみ種で処理することとなっていますが、豊橋市は生ごみを単独処理するため、本市の生ごみは広域ごみ処理施設に搬入することができません。	田原リサイクルセンター〈炭生館〉の活用方法を含めて、生ごみ処理施設の整備について、検討する必要があります。
④収集・運搬		
	広域ごみ処理施設の整備を進めるにあたり、収集運搬距離が変動し、従来より経費や環境負荷が増加する可能性があります。	収集運搬効率改善のため、中継施設の整備について検討する必要があります。
⑤最終処分		
	新規施設整備には多額の費用と用地確保が必要となります。残余容量は 141 千m^3（埋立率 30.6%）となっています。	最終処分量の減量に努め、長期利用できるよう延命化を図っていく必要があります。

第 6 章　これまでの取組の評価

第 1 節　計画目標に対する達成状況の評価

1−1　目標の達成状況

平成 24 年 2 月に策定した「田原市ごみ処理基本計画」では、発生抑制、再使用、再生利用の 3 つの基本方針として、次のとおり目標を設定しました。

平成 38 年度において、平成 22 年度より
一人一日当たりごみ総排出量を 200ｇ/人･日削減

この目標についての達成状況は、表 6-1 に示すとおりです（図 6-1 参照）。

平成 27 年度の一人一日当たりのごみ総排出量は、平成 22 年度の基準に比べ 45.4ｇ/人・日増加し、平成 38 年度の目標の達成率は 77.6%となっています。目標を達成するためには、従来のごみの発生・排出抑制のための施策を推進するとともに、新たな施策に取り組む必要があります。

表 6-1　平成 27 年度における目標の達成状況

（単位：g）

	H22 実績（基準）	H27 実績	H28 （中間目標）	H38 （目標）
一人一日当たりのごみ総排出量	1,050.5	1,095.9	991.0	850.5
達成率（%）	81.0%	77.6%	―	―

資料：廃棄物対策課

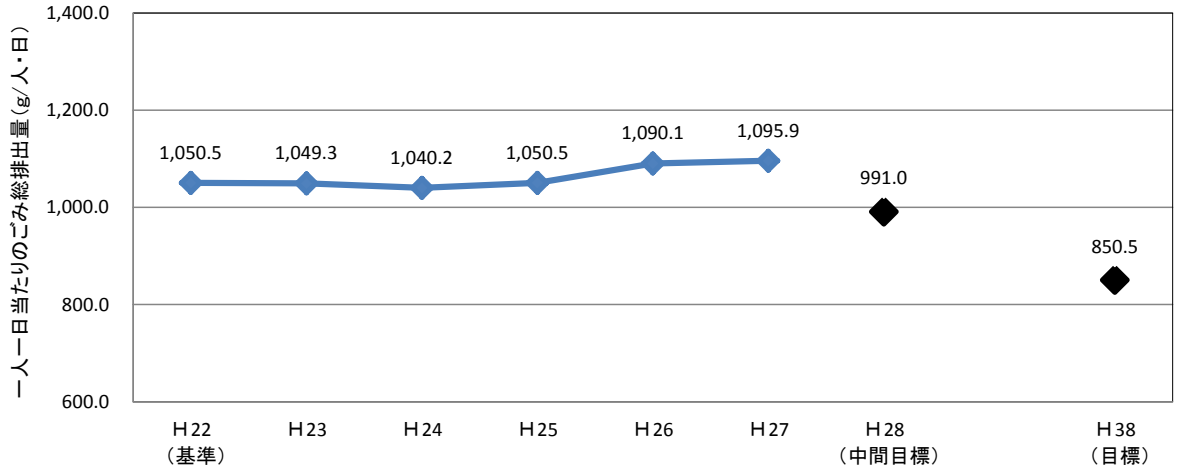

図 6-1　ごみ総排出量の中間目標に対する達成状況

1－2　平成 27 年度実績と中間目標（平成 28 年度）との比較

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の中間目標に対する平成 27 年度実績の達成状況は、表 6-2 に示すとおりです（図 6-2 参照)。

これまでの現計画に基づき生ごみの堆肥化・資源化の推進、ごみの現状と分別説明会の開催、環境教育・学習の推進として子ども向け電子紙芝居を行うなど新たな施策を展開しましたが、平成 27 年度のごみ総排出量は、平成 22 年度に比べ約 250 t 増加し、達成率は 94.1%となっています。目標を達成するためには、引き続きごみの分別徹底と減量化に向けた取組を推進するとともに、新たな施策を展開する必要があります。

表 6-2 ごみ総排出量の中間目標に対する達成状況

（単位：t/年）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28（中間目標）
ごみ総排出量	25,364	25,325	24,826	24,930	25,617	25,611	24,100
達成率（%）	95.0%	95.2%	97.1%	96.7%	94.1%	94.1%	ー

資料：廃棄物対策課

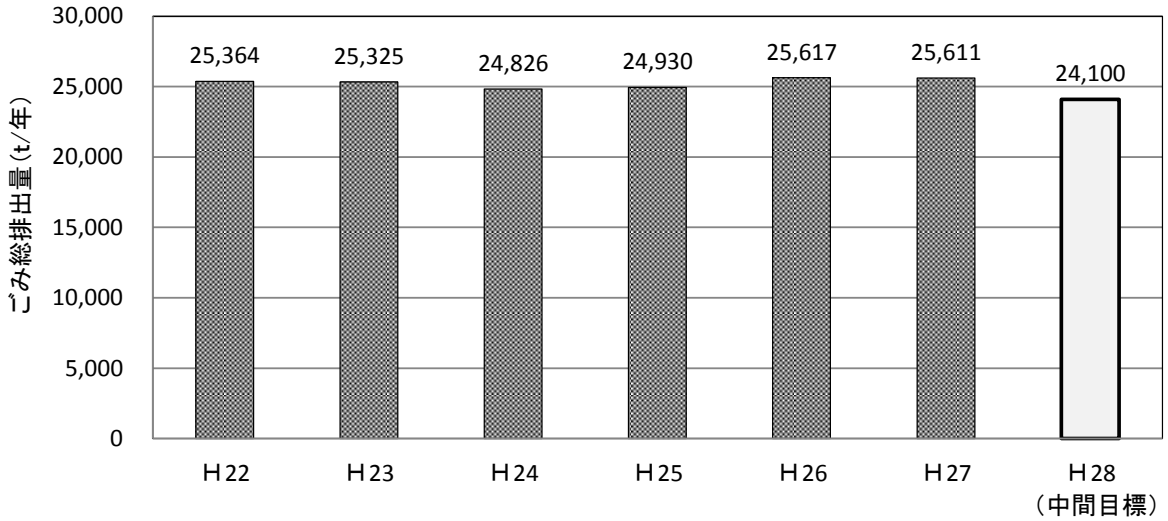

図 6-2 ごみ総排出量の中間目標に対する達成状況

(2) 資源回収量

資源回収量の中間目標に対する平成 27 年度実績の達成状況は、表 6-3 に示すとおりです（図 6-3 参照）。

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成 25 年 4 月から施行されたことを受け、平成 26 年 12 月からパソコンの回収、平成 27 年度から雑がみ及びお菓子などの容器包装の積極回収を取り組んできましたが、平成 27 年度の再生利用率は、平成 22 年度に比べ 3.4%減少し、達成率は 79.8%となっています。目標達成のためには、引き続き資源ごみ類回収の徹底と併せて、新たな資源の掘り起しに取り組む必要があります。

表 6-3 資源回収量の中間目標に対する達成状況

（単位：t/年）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28（中間目標）
資源回収量	7,891.40	7,456.37	6,986.05	6,523.93	7,032.56	7,088.26	8,371
再生利用率（%）	31.1%	29.4%	28.1%	26.2%	27.5%	27.7%	34.7%
達成率（%）	89.6%	84.7%	81.0%	75.5%	79.3%	79.8%	ー

注）資源回収量は、田原リサイクルセンターで製造された炭化物は含まれていません。

資料：廃棄物対策課

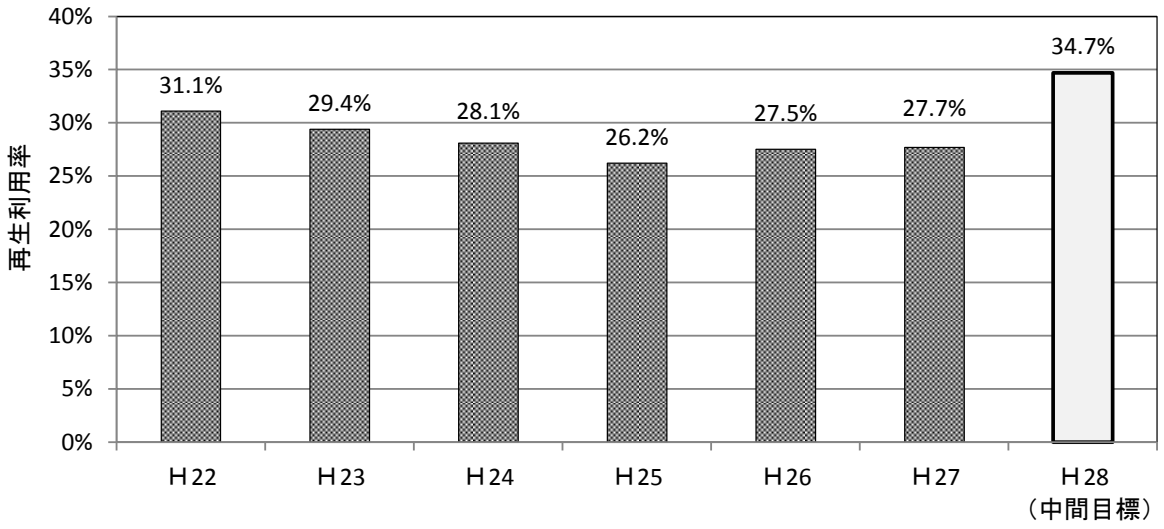

図 6-3 資源回収量の中間目標に対する達成状況

(3) 最終処分量

最終処分量の中間目標に対する平成 27 年度実績の達成状況は、表 6-4 に示すとおりです（図 6-4 参照)。

平成23年度は、大型台風の影響により最終処分量は増加しており比較はできませんが、平成 22 年度以降増加しています。平成 27 年度の最終処分場は、平成 22 年度に比べ約 200ｔ増加し、達成率は 57.3%となっています。目標達成のためには、ごみ排出量の削減や効果的な中間処理など、更なるごみの減量化・減容化に努める必要があります。

表 6-4 最終処分量の中間目標に対する達成状況

（単位:t/年）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28（中間目標）
最終処分量	396	732	462	494	560	599	343
達成率(%)	86.6%	46.9%	74.2%	69.4%	61.3%	57.3%	ー

注）最終処分量は、田原リサイクルセンター等から排出される焼却残渣は含まれていません。

資料:廃棄物対策課

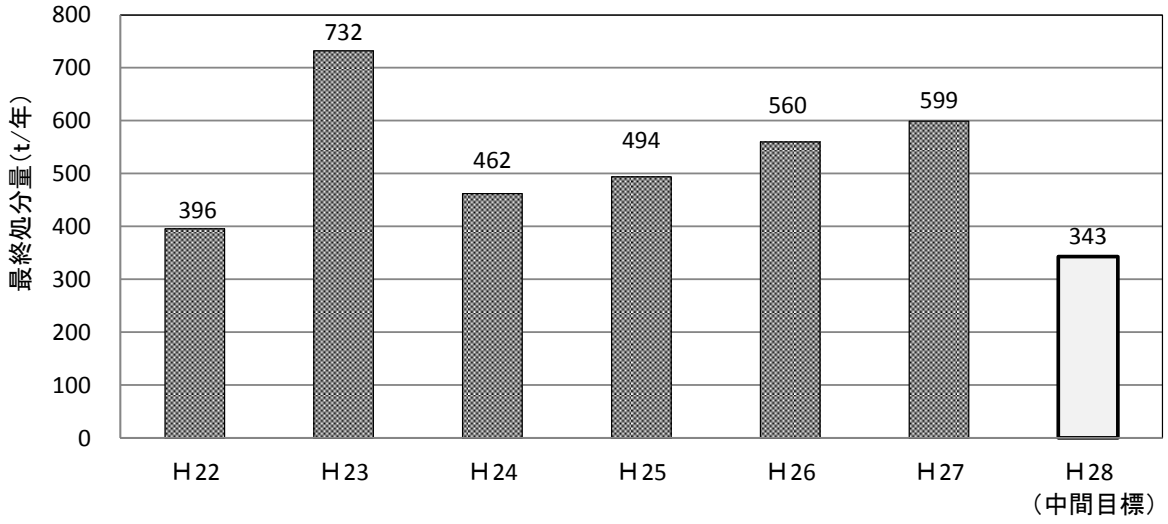

図 6-4 最終処分量の中間目標に対する達成状況

第 2 節　各施策の実施状況の評価

各方策の実施状況の評価は表 6-5 に示すとおりです。

市民の役割及び行政の役割は、概ね実施されていますが、事業者の役割において検討中の方策が多く、今後さらに推進していく必要があります。

表 6-5 各方策の実施状況の評価

〔○:実施 △:検討 ×:廃止〕

排出抑制のための方策			平成27年度までの実施状況	評価
発生抑制	市民の役割	家庭への不要物の持ち込みの抑制	各種説明会、広報等で周知した	○
		食品ロスの削減		
		水切りの励行		
		物の長期利用	検討中	△
	事業者の役割	排出抑制の推進	検討中	△
		製造・販売時における廃棄物の抑制	平成21年4月レジ袋有料化を実施した（10事業者16店舗から9事業者14店舗に減少）	○
	行政の役割	公共施設等でのごみの発生抑制	平成27年10月ごみ分別説明会を開催した	○
		エコライフの推進	たはらエコチャレンジ宣言等を推進した	○
		生ごみの堆肥化・資源化の推進	生ごみ処理容器等補助金の見直しや、生ごみ処理機貸出事業及び乾燥生ごみ交換事業を新設した	○
		市民運動母体の育成	検討中	△
		廃棄物減量等推進員の指導体制の充実	年1回全体研修会を実施、随時ごみステーション等での分別説明を開催した	○
		ごみゼロ推進店認定制度の広報・普及	レジ袋削減取組店の状況をホームページに掲載した	○
		顕彰制度等の導入	愛知県の顕彰制度を活用した	○
再使用	市民の役割	不用品の交換	平成26年度から「きらり☆宝市」を開催した	○
		リフォームの促進	検討中	△
		再利用可能な容器（リターナブルびん等）の利用	検討中	△
	事業者の役割	事業所における再使用の推進	検討中	△
		市民の再使用推進に向けた協力	検討中	△
	行政の役割	リサイクルタウンプロジェクトの実践	検討中	△
		田原市リサイクルプラザの活用	平成25年8月廃止	×
再生利用	市民の役割	分別の徹底	各種説明会、広報等で周知した	○
		再生資源の利用促進	印刷物などは再生紙を活用した	○
	事業者の役割	事業者による自主的な取り組み体制の整備	検討中	△
		販売店による資源の自主回収等の推進	大型店舗で資源の自主回収を実施している	○
		再生資源の利用促進	検討中	△
	行政の役割	分別徹底の推進	写真入りのごみの出し方分け方パンフレットに一新や、平成26年12月から使用済み小型家電のボックス回収を実施するなど資源ごみの分別を推進した	○
		再生品の積極的使用	検討中	△
その他	行政の役割	広報・啓発・指導体制の整備	各種説明会、広報等の啓発を実施した	○
		環境教育・学習の推進	小学校4年生への環境学習や平成26年度から子ども向けほーもん講座を開催した	○
		受益者負担の原則に基づく公平性の確保（有料化）	平成25年7月から協議会を立ち上げ家庭ごみ有料化を検討した	○一部
		他市町村との連携体制の整備	検討中	△
		行政とNPO・事業者等の協力体制構築	NPO等が実施する清掃活動への協力を行った	○

第 7 章　ごみの発生量及び処理量の見込み

第 1 節　ごみ発生量の将来推計

1−1　人口の将来予測

将来人口は図 7-1 に示すとおりとし、平成 32 年をピークに緩やかな減少傾向となり、平成 38 年度において 63,229 人になると予測されます。

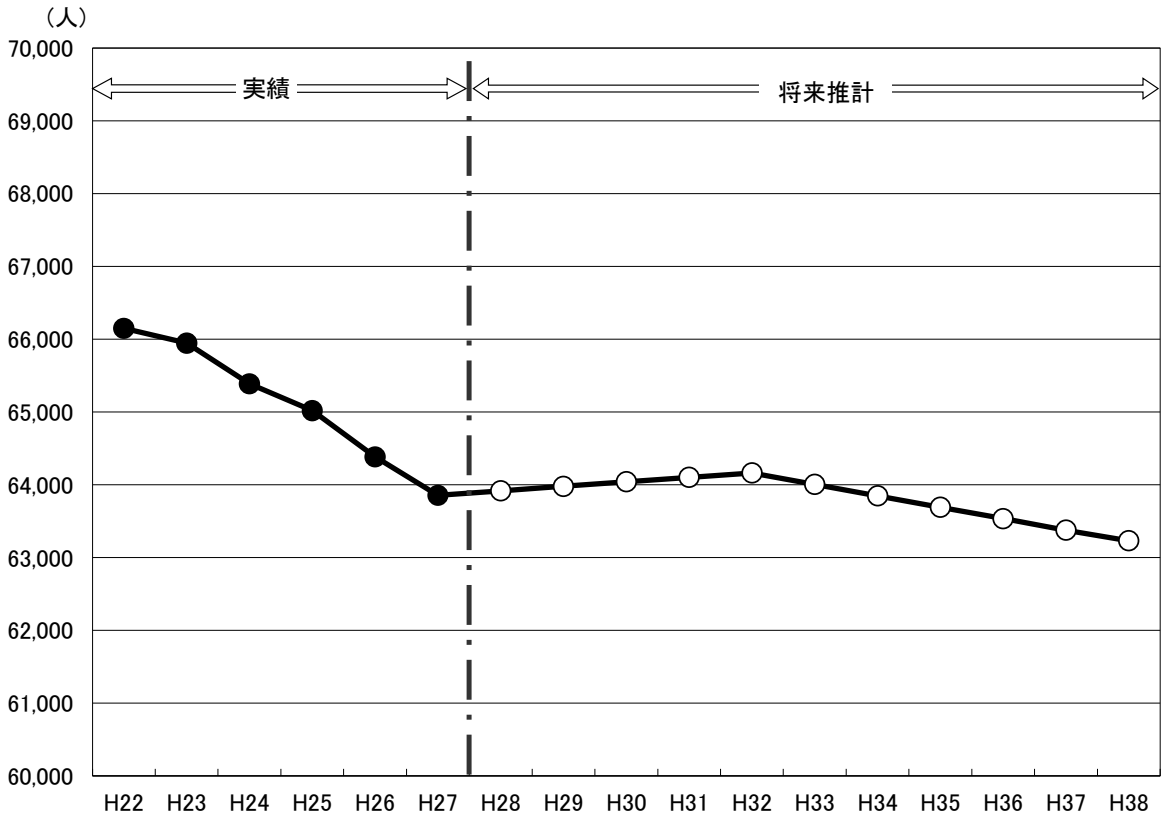

※実績は住民基本台帳人口によるものであり、将来値は田原市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）による推計結果です。

図 7-1　人口の実績及び将来推計

1－2　ごみ発生量の将来推計

ごみの発生量は、新たな取組などを行わず、現状のまま推移した場合のごみ量を示すものです。過去の動向を見据え、その結果、図 7-2 に示すとおりとなります（表 7-1 参照)。ごみの発生量は、平成 38 年度に 25,120ｔとなり、平成 22 年度実績（25,364ｔ）に比べ、244ｔ、1.0%の減少となります。

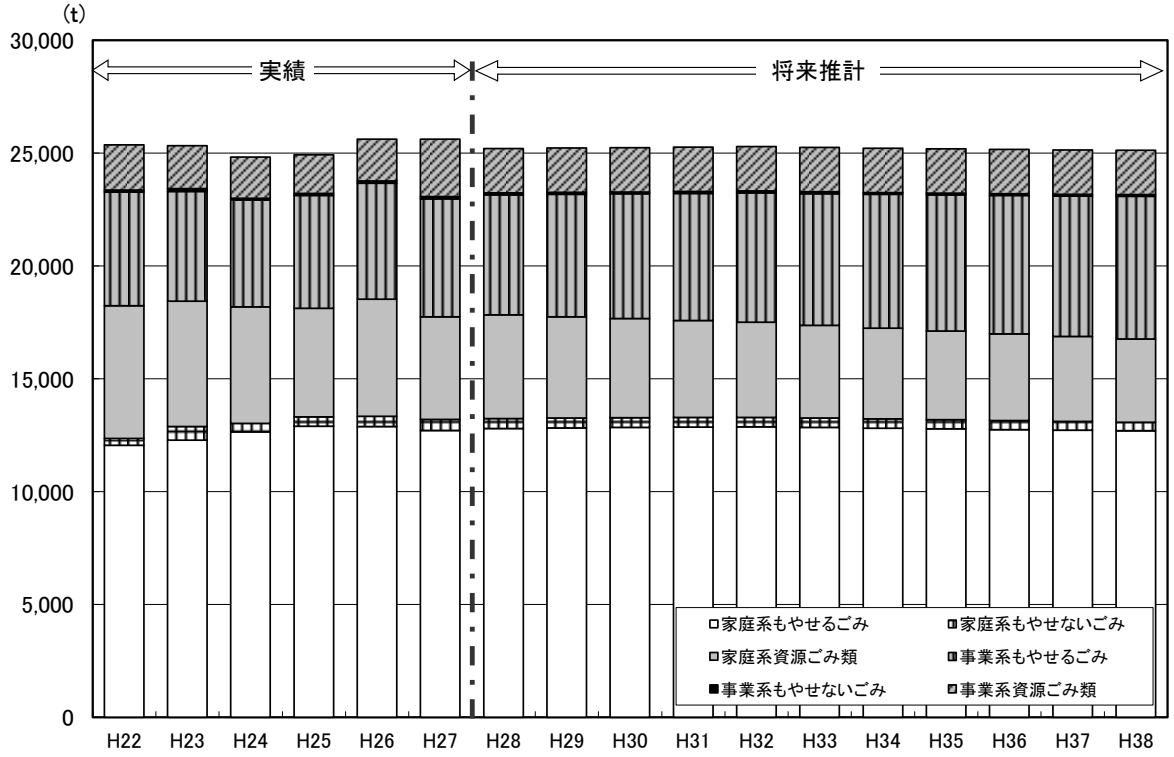

※実績は廃棄物対策課の資料によるものであり、将来値はトレンド推計による推計結果です。

図 7-2 ごみ発生量の実績及び将来推計

表 7-1 ごみ発生量の実績及び将来推計

			単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	備考
人口			人	66,148	65,944	65,386	65,017	64,382	63,853	63,915	63,977	64,039	64,101	64,161	64,004	63,847	63,690	63,533	63,374	63,229	人口ビジョンの値を採用
家庭系	もやせるごみ		t/年	12,049	12,281	12,646	12,903	12,880	12,703	12,796	12,823	12,843	12,860	12,874	12,844	12,813	12,782	12,750	12,718	12,689	
			g/人・日	499.05	508.84	529.87	543.71	548.10	543.56	548.49	549.12	549.46	549.63	549.73	549.78	549.80	549.82	549.82	549.83	549.83	時系列分析（べき乗式を採用）
	もやせないごみ		t/年	301	607	383	409	464	497.0	439	433	428	423	419	413	407	402	397	391	387	
			g/人・日	12.47	25.16	16.05	17.24	19.74	21.27	18.81	18.56	18.32	18.10	17.88	17.67	17.47	17.28	17.10	16.92	16.75	時系列分析（べき乗式を採用）
	資源ごみ類	紙類	t/年	1,283	1,248	1,164	1,080	964	931	948	925	906	886	868	847	828	810	792	775	760	
			g/人・日	53.16	51.70	48.77	45.49	41.04	39.82	40.62	39.62	38.74	37.85	37.06	36.27	35.55	34.83	34.15	33.52	32.92	H27実績で按分
		布類	t/年	244	250	255	242	226	230	233	227	222	218	213	208	203	199	195	191	187	
			g/人・日	10.12	10.36	10.68	10.18	9.62	9.85	9.97	9.74	9.51	9.30	9.10	8.91	8.73	8.56	8.39	8.24	8.09	H27実績で按分
		空缶	t/年	197	152	241	147	163	160	161	158	154	151	148	144	141	138	135	132	129	
			g/人・日	8.15	6.30	10.11	6.20	6.93	6.83	6.92	6.75	6.60	6.45	6.31	6.18	6.05	5.93	5.82	5.71	5.61	H27実績で按分
		小物金属	t/年	416	332	421	333	417	435	440	430	420	411	403	393	384	376	368	360	353	
			g/人・日	17.25	13.76	17.66	14.02	17.75	18.61	18.84	18.40	17.97	17.57	17.19	16.83	16.49	16.17	15.86	15.56	15.28	H27実績で按分
		有害ごみ	t/年	38	32	36	34	37	34	34	33	33	32	31	31	30	29	29	28	27	
			g/人・日	1.57	1.33	1.51	1.44	1.58	1.45	1.47	1.43	1.40	1.37	1.34	1.31	1.28	1.26	1.24	1.21	1.19	H27実績で按分
		ガラスびん	t/年	422	388	319	316	311	297	300	293	287	281	275	269	262	257	251	246	241	
			g/人・日	17.47	16.08	13.38	13.33	13.21	12.71	12.87	12.56	12.27	12.00	11.74	11.50	11.26	11.04	10.83	10.63	10.43	H27実績で按分
		ペットボトル	t/年	179	167	165	178	168	190	192	188	184	180	176	172	168	164	161	158	154	
			g/人・日	7.42	6.90	6.90	7.51	7.16	8.14	8.24	8.05	7.86	7.69	7.52	7.36	7.21	7.07	6.94	6.81	6.68	H27実績で按分
		プラスチック容器類	t/年	157	152	146	145	142	151	153	149	146	143	140	137	134	131	128	125	123	
			g/人・日	6.52	6.29	6.13	6.12	6.03	6.47	6.55	6.40	6.25	6.11	5.98	5.85	5.73	5.62	5.51	5.41	5.31	H27実績で按分
		白色トレイ	t/年	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	
			g/人・日	0.22	0.21	0.19	0.22	0.23	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.17	H27実績で按分
		剪定枝木	t/年	2,950	2,818	2,473	2,316	2,736	2,098	2,121	2,072	2,026	1,983	1,942	1,897	1,854	1,813	1,774	1,736	1,701	
			g/人・日	122.20	116.75	103.62	97.61	116.41	89.77	90.90	88.74	86.69	84.76	82.93	81.20	79.55	77.98	76.49	75.06	73.70	H27実績で按分
		廃食用油	t/年	0	2	4	4	5	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
			g/人・日	0.00	0.06	0.15	0.17	0.22	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	H27実績で按分
		その他	t/年	14	19	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	
			g/人・日	0.59	0.78	0.18	0.21	0.22	0.23	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.19	0.19	H27実績で按分
		小計	t/年	5,891	5,554	5,157	4,806	5,180	4,548	4,597	4,492	4,393	4,299	4,210	4,112	4,019	3,930	3,845	3,764	3,687	
			g/人・日	243.99	230.12	216.08	202.52	220.43	194.61	197.06	192.37	187.94	183.75	179.79	176.03	172.45	169.05	165.81	162.72	159.77	時系列分析（2次曲線式を採用）
	計		t/年	18,241	18,442	18,186	18,118	18,524	17,748	17,832	17,748	17,664	17,582	17,503	17,369	17,239	17,113	16,992	16,874	16,763	
			g/人・日	755.51	764.12	762.00	763.47	788.27	759.44	764.36	760.05	755.72	751.48	747.40	743.48	739.72	736.15	732.73	729.47	726.35	
事業系	もやせるごみ		t/年	5,028	4,857	4,731	5,009	5,144	5,220	5,318	5,424	5,530	5,632	5,734	5,836	5,935	6,033	6,128	6,223	6,318	
			t/日	13.78	13.27	12.96	13.72	14.09	14.26	14.57	14.86	15.15	15.43	15.71	15.99	16.26	16.53	16.79	17.05	17.31	時系列分析（べき乗式を採用）
	もやせないごみ		t/年	95	125	79	85	96	102	91	88	84	84	84	80	80	77	77	77	77	
			t/日	0.26	0.34	0.21	0.23	0.26	0.28	0.25	0.24	0.23	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.21	0.21	0.21	時系列分析（べき乗式を採用）
	資源ごみ類		t/年	2,000	1,901	1,830	1,718	1,853	2,541	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	
			t/日	5.48	5.19	5.01	4.70	5.08	6.94	5.38	5.38	5.38	5.38	5.38	5.38	5.38	5.38	5.38	5.38	5.38	五ヵ年平均値
	計		t/年	7,123	6,883	6,640	6,812	7,093	7,863	7,373	7,475	7,577	7,680	7,782	7,880	7,979	8,074	8,169	8,264	8,359	
			t/日	7.06	18.72	18.13	18.60	19.37	21.41	20.20	20.48	20.76	21.04	21.32	21.59	21.86	22.12	22.38	22.64	22.90	
総計			t/年	25,364	25,325	24,826	24,930	25,617	25,611	25,205	25,224	25,242	25,262	25,285	25,249	25,217	25,187	25,160	25,137	25,122	
			g/人・日	1,050.53	1,049.28	1,040.23	1,050.52	1,090.11	1,095.88	1,080.40	1,080.17	1,079.90	1,079.71	1,079.69	1,080.80	1,082.10	1,083.46	1,084.99	1,086.71	1,088.53	
総資源化量（炭化物含む）			t/年	8,672.59	8,412.25	7,863.24	7,363.31	7,860.62	7,859.32	7,340.17	7,240.83	7,147.06	7,058.38	6,974.68	6,879.64	6,789.03	6,703.00	6,620.91	6,542.53	6,468.66	
	再生利用率		%	34.20	33.20	31.70	29.50	30.70	30.70	29.10	28.70	28.30	27.90	27.60	27.20	26.90	26.60	26.30	26.00	25.70	
最終処分量			t/年	1,741.06	2,068.58	1,792.90	1,592.88	1,718.09	1,770.83	1,714.33	1,713.97	1,713.36	1,716.38	1,719.25	1,714.35	1,713.09	1,708.43	1,707.41	1,706.39	1,705.86	

第 2 節　ごみ処理量の将来推計

ごみの処理量は、今後実施する減量化・資源化施策による効果などを考慮した将来のごみ量を示します。

「第 1 節 ごみ発生量の将来推計」から「第 8 章　第 1 節 基本方針と減量目標」を見込むものとします。

その結果、図 7-3 に示すとおりとなり、ごみの処理量は、平成 38 年度に 20,312 t となり、平成 22 年度実績（25,364 t）に比べ、5,052 t、19.9%の減少となります（表 7-2 参照）。

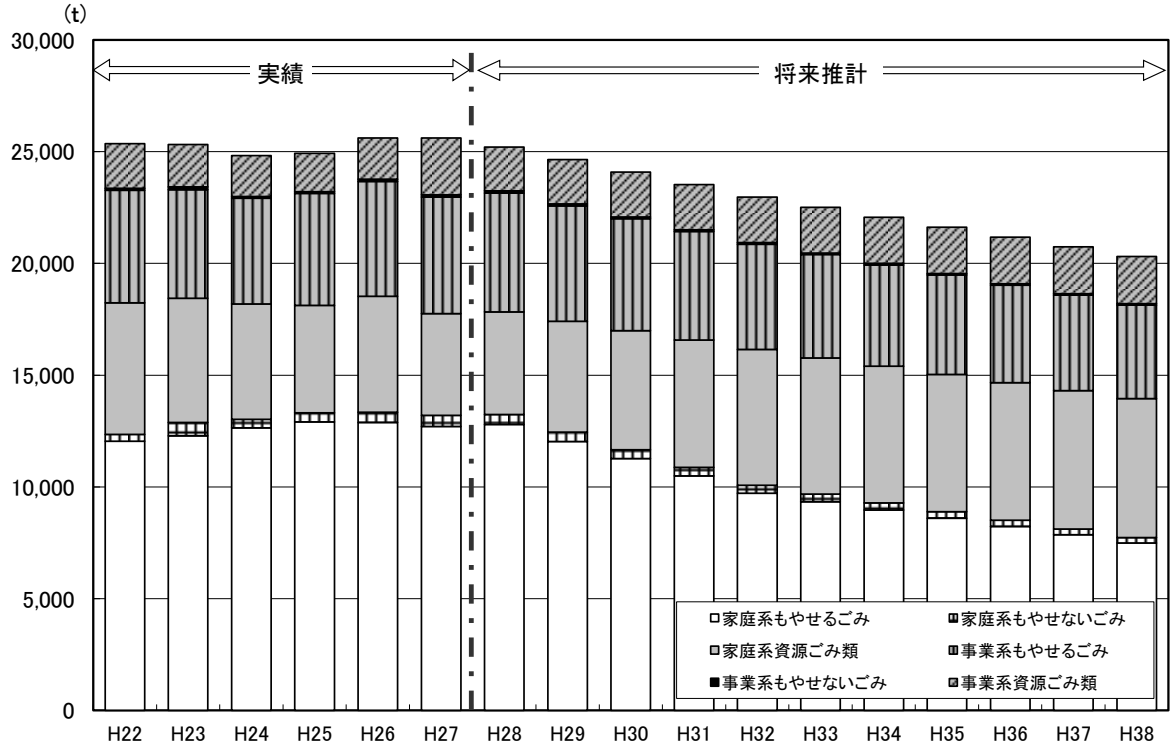

図 7-3 ごみ処理量の実績及び将来推計

表 7-2 ごみ処理量の実績及び将来推計

				単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	備考
人口				人	66,148	65,944	65,386	65,017	64,382	63,853	63,915	63,977	64,039	64,101	64,161	64,004	63,847	63,690	63,533	63,374	63,229	
家庭系	もやせるごみ			t/年	12,049	12,281	12,646	12,903	12,880	12,703	12,796	12,035	11,265	10,491	9,712	9,339	8,967	8,597	8,228	7,861	7,497	
				g/人・日	499.05	508.84	529.87	543.71	548.10	543.56	548.49	515.37	481.96	448.38	414.73	399.78	384.80	369.82	354.82	339.83	324.83	
			排出抑制等	g/人・日								-33.75	-67.50	-101.25	-135.00	-150.00	-165.00	-180.00	-195.00	-210.00	-225.00	
			時系列分析結果	g/人・日							548.49	549.12	549.46	549.63	549.73	549.78	549.80	549.82	549.82	549.83	549.83	
	もやせないごみ			t/年	301	607	383	409	464	497	439	418	398	378	358	337	316	295	275	255	235	
				g/人・日	12.47	25.16	16.05	17.24	19.74	21.27	18.81	17.91	17.02	16.15	15.28	14.41	13.55	12.69	11.85	11.01	10.18	
			排出抑制等	g/人・日								-0.65	-1.30	-1.95	-2.60	-3.26	-3.92	-4.59	-5.25	-5.91	-6.57	
			時系列分析結果	g/人・日							18.81	18.56	18.32	18.10	17.88	17.67	17.47	17.28	17.10	16.92	16.75	
	資源ごみ類	紙類		t/年	1,283	1,248	1,164	1,080	964	931	948	1,126	1,308	1,489	1,674	1,701	1,730	1,759	1,789	1,820	1,851	
				g/人・日	53.16	51.70	48.77	45.49	41.04	39.82	40.62	48.22	55.94	63.65	71.46	72.82	74.25	75.68	77.15	78.67	80.22	
			分別増加	g/人・日								9	17	26	34	37	39	41	43	45	47	分別総量の43%
			時系列分析結果	g/人・日							40.62	39.62	38.74	37.85	37.06	36.27	35.55	34.83	34.15	33.52	32.92	
		布類		t/年	244	250	255	242	226	230	233	227	222	218	213	208	203	199	195	191	187	
				g/人・日	10.12	10.36	10.68	10.18	9.62	9.85	9.97	9.74	9.51	9.30	9.10	8.91	8.73	8.56	8.39	8.24	8.09	
		空缶		t/年	197	152	241	147	163	160	161	158	154	151	148	144	141	138	135	132	129	
				g/人・日	8.15	6.30	10.11	6.20	6.93	6.83	6.92	6.75	6.60	6.45	6.31	6.18	6.05	5.93	5.82	5.71	5.61	
		小物金属		t/年	416	332	421	333	417	435	440	430	420	411	403	393	384	376	368	360	353	
				g/人・日	17.25	13.76	17.66	14.02	17.75	18.61	18.84	18.40	17.97	17.57	17.19	16.83	16.49	16.17	15.86	15.56	15.28	
		有害ごみ		t/年	38	32	36	34	37	34	34	33	33	32	31	31	30	29	29	28	27	
				g/人・日	1.57	1.33	1.51	1.44	1.58	1.45	1.47	1.43	1.40	1.37	1.34	1.31	1.28	1.26	1.24	1.21	1.19	
		ガラスびん		t/年	422	388	319	316	311	297	300	293	287	281	275	269	262	257	251	246	241	
				g/人・日	17.47	16.08	13.38	13.33	13.21	12.71	12.87	12.56	12.27	12.00	11.74	11.50	11.26	11.04	10.83	10.63	10.43	
		ペットボトル		t/年	179	167	165	178	168	190	192	263	333	405	476	490	504	518	532	546	560	
				g/人・日	7.42	6.90	6.90	7.51	7.16	8.14	8.24	11.25	14.26	17.29	20.32	20.96	21.61	22.27	22.94	23.61	24.28	
			分別増加	g/人・日								3.20	6.40	9.60	12.80	13.60	14.40	15.20	16.00	16.80	17.60	分別総量の16%
			時系列分析結果	g/人・日							8.24	8.05	7.86	7.69	7.52	7.36	7.21	7.07	6.94	6.81	6.68	
		プラスチック容器類		t/年	157	152	146	145	142	151	153	210	268	325	384	395	406	418	429	441	453	
				g/人・日	6.52	6.29	6.13	6.12	6.03	6.47	6.55	9.00	11.45	13.91	16.38	16.90	17.43	17.97	18.51	19.06	19.61	
			分別増加	g/人・日								2.60	5.20	7.80	10.40	11.05	11.70	12.35	13.00	13.65	14.30	分別総量の13%
			時系列分析結果	g/人・日							6.55	6.40	6.25	6.11	5.98	5.85	5.73	5.62	5.51	5.41	5.31	
		白色トレイ		t/年	5	5	5	5	5	5	5	10	14	19	23	24	25	26	27	28	29	
				g/人・日	0.22	0.21	0.19	0.22	0.23	0.21	0.21	0.41	0.60	0.80	0.99	1.04	1.09	1.13	1.18	1.23	1.27	
			分別増加	g/人・日								0.20	0.40	0.60	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	分別総量の1%
			時系列分析結果	g/人・日							0.21	0.21	0.20	0.20	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.17	
		剪定枝木		t/年	2,950	2,818	2,473	2,316	2,736	2,098	2,121	2,198	2,279	2,362	2,448	2,433	2,420	2,409	2,400	2,392	2,386	
				g/人・日	122.20	116.75	103.62	97.61	116.41	89.77	90.90	94.14	97.49	100.96	104.53	104.15	103.85	103.63	103.49	103.41	103.40	
			分別増加	g/人・日								5.40	10.80	16.20	21.60	22.95	24.30	25.65	27.00	28.35	29.70	分別総量の27%
			時系列分析結果	g/人・日							90.90	88.74	86.69	84.76	82.93	81.20	79.55	77.98	76.49	75.06	73.70	
		廃食用油		t/年	0	2	4	4	5	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
				g/人・日	0.00	0.06	0.15	0.17	0.22	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	
		その他		t/年	14	19	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	
				g/人・日	0.59	0.78	0.18	0.21	0.22	0.23	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.19	0.19	
		小計		t/年	5,891	5,554	5,157	4,806	5,180	4,548	4,597	4,959	5,328	5,703	6,084	6,098	6,116	6,138	6,164	6,193	6,226	
				g/人・日	243.99	230.12	216.08	202.52	220.43	194.61	197.06	192.37	187.94	183.75	179.79	176.03	172.45	169.05	165.81	162.72	159.77	
	計			t/年	18,241	18,442	18,186	18,118	18,524	17,748	17,832	17,412	16,991	16,572	16,154	15,774	15,399	15,030	14,667	14,308	13,957	
				g/人・日	243.99	230.12	216.08	202.52	220.43	194.61	764.36	760.05	755.72	751.48	747.40	743.48	739.72	736.15	732.73	729.47	726.35	
事業系	もやせるごみ			t/年	5,028	4,857	4,731	5,009	5,144	5,220	5,318	5,165	5,011	4,858	4,701	4,621	4,533	4,449	4,362	4,271	4,183	
				t/日	13.780	13.270	12.960	13.720	14.090	14.260	14.57	14.15	13.73	13.31	12.88	12.66	12.42	12.19	11.95	11.70	11.46	
			排出抑制等	t/日								-0.71	-1.42	-2.12	-2.83	-3.33	-3.84	-4.34	-4.84	-5.35	-5.85	
			時系列分析結果	t/日							14.57	14.86	15.15	15.43	15.71	15.99	16.26	16.53	16.79	17.05	17.31	
	もやせないごみ			t/年	95	125	79	85	96	102	91	84	80	77	77	73	69	66	66	62	62	
				t/日	0.26	0.340	0.210	0.230	0.260	0.280	0.25	0.23	0.22	0.21	0.21	0.20	0.19	0.18	0.18	0.17	0.17	
			排出抑制等	t/日								-0.01	-0.01	-0.02	-0.02	-0.02	-0.03	-0.03	-0.03	-0.04	-0.04	
			時系列分析結果	t/日							0.25	0.24	0.23	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.21	0.21	0.21	
	資源ごみ類			t/年	2,000	1,901	1,830	1,718	1,853	2,541	1,964	1,982	2,000	2,018	2,037	2,048	2,062	2,073	2,084	2,099	2,110	
				t/日	5.48	5.19	5.01	4.70	5.08	6.94	5.38	5.43	5.48	5.53	5.58	5.61	5.65	5.68	5.71	5.75	5.78	
			分別増加	t/日								0.05	0.10	0.15	0.20	0.23	0.27	0.30	0.33	0.37	0.40	
			時系列分析結果	t/日							5.380	5.380	5.380	5.380	5.380	5.380	5.380	5.380	5.380	5.380	5.380	
	計			t/年	7,123	6,883	6,640	6,812	7,093	7,863	7,373	7,231	7,092	6,953	6,815	6,742	6,665	6,588	6,512	6,431	6,355	
				t/日	7.06	18.72	18.13	18.60	19.37	21.41	20.20	19.81	19.43	19.05	18.67	18.47	18.26	18.05	17.84	17.62	17.41	
総計				t/年	25,364	25,325	24,826	24,930	25,617	25,611	25,205	24,643	24,083	23,525	22,969	22,516	22,064	21,619	21,179	20,740	20,312	
				g/人・日	1,050.53	1,049.28	1,040.23	1,050.52	1,090.11	1,095.88	1,080.41	1,055.29	1,030.33	1,005.47	980.79	963.80	946.80	929.97	913.28	896.59	880.13	
総資源化量(炭化物含む)				t/年	8,672.59	8,412.25	7,863.24	7,363.31	7,860.62	7,859.32	7,340.22	7,681.07	8,028.37	8,381.76	8,740.78	8,746.29	8,759.25	8,772.81	8,789.79	8,813.44	8,838.08	
	再生利用率			%	34.20	33.20	31.70	29.50	30.70	30.70	29.10	31.20	33.30	35.60	38.10	38.80	39.70	40.60	41.50	42.50	43.50	
最終処分量				t/年	1,741.06	2,068.58	1,792.90	1,592.88	1,718.09	1,770.83	1,714.33	1,626.66	1,542.30	1,458.00	1,376.85	1,322.36	1,267.79	1,213.66	1,163.60	1,109.86	1,060.56	

第 8 章　基本方針と減量目標

第 1 節　基本方針

資源循環型社会の実現を基本理念と定め、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の３Ｒの推進を継続する必要があります。市民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、行政のみならず、市民、事業者が一体となって、さらなるごみの減量化、資源化の推進が求められています。そこで、ごみ排出抑制における 3 つの基本方針を次のとおり定めます。

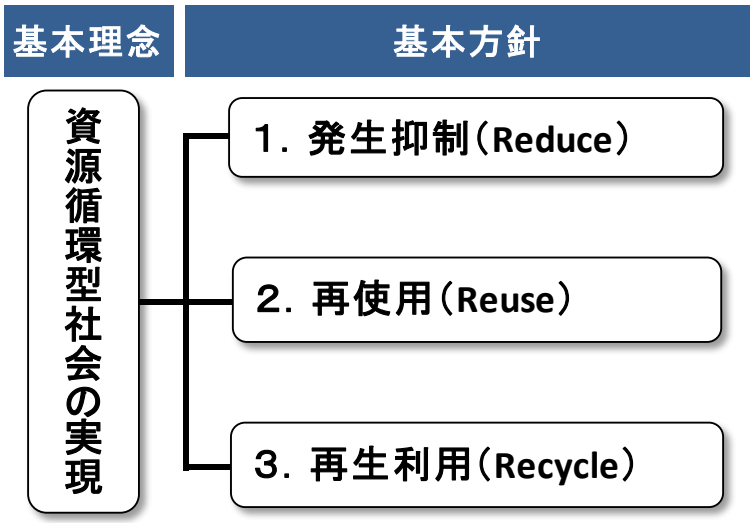

第 2 節　減量目標

ごみ処理の現況や課題を踏まえて、本計画期間（平成 38 年度）の減量目標を表 8-1 のように設定します。

表 8-1　減量目標と目標値に関係する数値

項　　目	減 量 等 目 標	平成22年度 基準値	目標年度＜目標値＞	
			平成32年度	平成38年度
ごみ総排出量	平成22年度に対し、約20％削減する。	25,364t	－	20,312t
再生利用率	平成22年度の約34％から約44％に増加させる。	34%	－	44%
最終処分量	平成22年度に対し、約39％削減する。	1,741t	－	1,061t
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）注1	平成32年度までに430g/人・日とする。	512g/人・日	430g/人・日	－
一人一日当たりのごみ排出量（資源ごみ類を除く）注2	平成22年度に対し、約200g/人・日削減する。	724g/人・日	－	519g/人・日

注1）一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）は、一般廃棄物の一年間の総排出量から事業系ごみ量、集団回収量及び家庭系資源ごみ量を差し引いて、一人一日当たりに換算したもの。

注2）一人一日当たりのごみ排出量（資源ごみ類を除く）は、一般廃棄物の一年間の総排出量から集団回収量及び資源ごみ量を差し引いて、一人一日当たりに換算したもの。

第 3 節　目標値の考え方

平成 24 年 2 月に策定した「田原市ごみ処理基本計画」の減量目標は、平成 38 年度において、平成 22 年度より一人一日当たりのごみ総排出量を 200ｇ/人･日削減することとしていましたが、本市はごみの総排出量が国及び近隣都市平均値より高くなっています。また、ごみ総排出量の中に含まれる資源ごみ類、とりわけ剪定枝木が多く含まれるため、平成 24 年 2 月に策定した目標値は現状と乖離しています。

このようなことから、国で策定した「循環型社会形成推進基本計画」（平成 20 年 3 月）、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」（平成 28 年 1 月環境省告示第 7 号）及び愛知県廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）を参考に目標を定めています。

(1) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）

家庭系ごみ有料化の導入を前提として目標値を定めるにあたり、国が策定した一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25 年 4 月）において、約 20%のごみ排出抑制が期待できるとされており、食品ロス削減などのあらゆる方策を展開し、平成 22 年度の一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）から持ち家率の高い本市において、市民の約 5 割が協力したとの想定で目標値 430ｇ/人･日を設定しています。

(2) ごみ総排出量

平成 38 年度におけるごみの発生量が現状のまま推移した場合の将来推計値は、25,122ｔで平成 22 年度に比べてほぼ横ばいとなりますが、(1) で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）の目標値を前提として、ごみ総排出量をこれに合わせて削減し、ごみ総排出量は平成 22 年度実績から約 20%削減を目標とします。

(3) 再生利用率

平成 38 年度におけるごみの発生量が現状のまま推移した場合の再生利用率は 26%で、平成 22 年度に比べて減少していますが、(1) で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）の目標値を前提として、ごみの排出抑制に合わせて再生利用の促進を図ることとし、再生利用率を平成 22 年度に比べて 10 ポイント増加させた約 44%を目標とします。

(4) 最終処分量

平成 38 年度におけるごみ総排出量が現状のまま推移した場合の最終処分量は、1,706ｔで平成 22 年度に比べて減少傾向にありますが、(1) で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）の目標値を前提として、ごみの発生・排出抑制と再生利用の促進を整合させることで、最終処分量を平成 22 年度実績から約 39%削減を目標とします。

(5) 一人一日当たりのごみ排出量（資源ごみ類を除く）

過去 5 年間の一人一日当たりのごみ排出量（資源ごみ類を除く）は、基準値の平成 22 年度から年々増加していることから、(1) で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）の目標値を前提として、一人一日当たりのごみ排出量を平成 22 年度から約 200ｇ/人･日削減を目標とします。

（参考）国及び愛知県の目標値と本市の計画目標値の比較

項　　目	国の基本方針		愛知県廃棄物処理計画	
	目標年度：平成32年度	田原市（参考）	目標年度：平成33年度	田原市（参考）
ごみ総排出量	平成24年度に対し、約12%削減する。	約7%減	平成26年度に対し、約6%削減する。	約12%減
再生利用率	平成24年度の約21%から約27%に増加させる。	約32%→約38%	平成26年度の約22%から約23%に増加させる。	約31%→約39%
最終処分量	平成24年度に対し、約14%削減する。	約23%減	平成26年度に対し、約7%削減する。	約23%減
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）	500g	430g	500g	414g

第 9 章　基本方針に基づく排出抑制のための施策

第 1 節　排出抑制のための施策

平成 26 年度に本市独自で、もやせるごみの組成分析を行いました。その結果は図 9-1 に示します。組成分析の結果では、「生ごみ」、「紙類」、「プラスチック類」が全体の約 9 割を占めており、そのうち資源化可能な割合が 3 割を超えています。

「紙類」、「プラスチック類」は、平成 27 年度から排出抑制のための具体的な取組を推進していますが、生ごみの排出抑制について、現行計画の方策に加え新たな取組を推進する必要があります。

また、現行計画の発生抑制のための方策は、市民、事業者及び行政がそれぞれに示された方策を推進してきました。しかし、市民及び事業者の方策に対する行政の取組が具体的に示されていないことから、今回の見直しに合わせて、3 つの基本方針に基づき行政が行う排出抑制のための施策を図 9-1 のとおり示します。

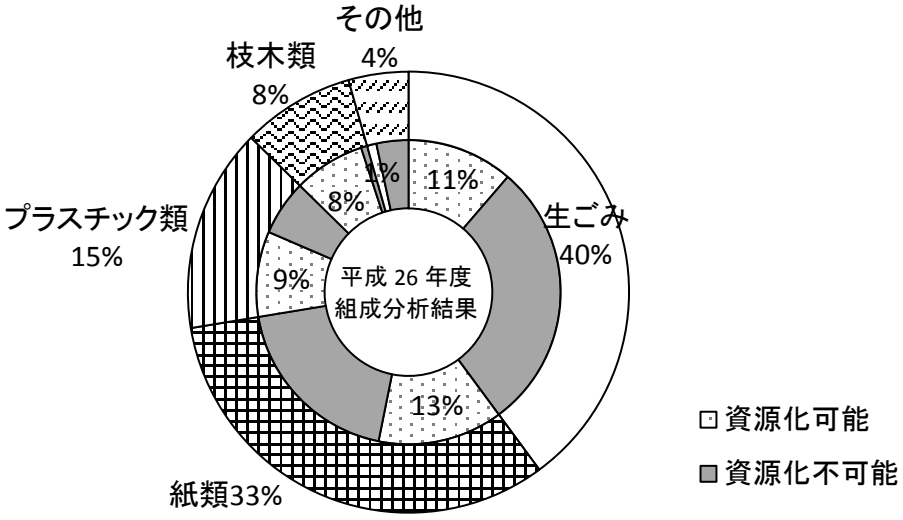

図 9-1 もやせるごみ組成分析結果

表 9-1 排出抑制のための施策

（○:実施 ☆:新規 ◎:拡充 ●:重点）

排出抑制のための施策		実施中	前期	後期
1－1 発生抑制	(1)ごみ有料化の導入・見直しの検討			
	ア 家庭系ごみ有料化の導入	○一部	○●	○●
	イ 事業系ごみ有料化の見直し検討		○	○
	(2)廃棄物減量等推進員の指導体制の充実	○	◎	◎
	(3)生ごみ減量の推進			
	ア 生ごみ処理容器等設置事業補助金の推進	○	◎	◎
	イ 生ごみの水切りの啓発	○	○	○
	(4)食品ロスの削減			
	ア 残さず食べよう！30・10運動の推進		☆○●	○●
	イ 3ない運動の啓発	○	○●	○●
	ウ 食材の正しい保存方法の啓発		☆○	○
	(5)マイバッグの推進	○	○	○
	(6)エコショップ制度の導入	○	○	○
1－2 再使用	(1)きらり☆宝市の推進	○	○	○
	(2)再利用可能な容器(リユース容器等)の利用		○	○
	(3)リユース食器の利用・普及		☆○	○
1－3 再生利用	(1)分別徹底の推進	○	○●	○●
	(2)再生資源の利用促進	○	○	○
	(3)販売店による資源の自主回収等の推進	○	◎	◎
1－4 共通事項	(1)ごみ処理対策推進協議会との連携体制の充実	○	○	○
	(2)広報・啓発・指導体制の整備	○	○●	○●
	(3)環境教育・学習の推進	○	○	○
	(4)他市町村との連携体制の整備		○	○

1－1 発生抑制

(1) ごみ有料化の導入・見直しの検討

ア 家庭系ごみ有料化の導入

家庭系ごみの有料化は、受益者負担の公平性の確保や、経済的動機付けによるごみ減量化・資源化の推進を図ります。導入初期は、「受益者負担の公平性の確保」を目的としてごみ処理手数料を賦課します。有料化と合わせて、ごみ減量目標を定め、達成しない場合については、「ごみ減量化・資源化の推進」分を加えたごみ処理手数料として見直します。

イ 事業系ごみ有料化の見直し検討

事業系ごみの有料化は、平成 19 年 4 月に導入しましたが、ごみ処理手数料は近隣市との均衡を考慮しごみ処理経費より低く設定しています。改めて、ごみ処理に係る費用負担の適正化に向けて見直しを検討します。

(2) 廃棄物減量等推進員の指導体制の充実

ごみステーションは、各自治会の施設として管理しているもので、各自治会から廃棄物減量等推進員を選出し、ごみ出しルールの遵守とごみの減量及び資源化のアドバイスを居住地内のステーションで行っていきます。ごみ問題に関する知識をさらに深め、その知識を生かして地域で自主的な取組を推進していくために、廃棄物減量等推進員に対する研修等を実施していきます。

(3) 生ごみ減量の推進

ア　生ごみ処理容器等設置事業補助金の推進

家庭からの生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等設置事業補助金の広報・啓発をするとともに、手作りコンポスターなど各家庭で手軽にできる堆肥化の方法について講習会等を開催し、積極的にＰＲを行います。

また、市内の事業者から排出される生ごみの処理を支援し、減量化・資源化の促進を図るため事業系生ごみ処理機を購入する場合の補助制度を検討します。

イ　生ごみの水切りの啓発

「もやせるごみ」の約４割を占める生ごみは水分の割合が高く、水切りは身近で有効な取組です。水切りネットなどの活用による水切りの徹底を啓発することにより、生ごみの減量化を図ります。

(4) 食品ロスの削減

ア　残さず食べよう！30・10 運動の推進

食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスを「もったいない」の気持ちで事業者と行政が協力して減らすことにより、本市における一般廃棄物の減少を図るため、食品ロス削減を推進する飲食店、宿泊施設等又は事業所等を「残さず食べよう！」推進店・事業所として認定し、さらなるごみの減量化に努めます。

イ　3 ない運動の啓発

もやせるごみの中の生ごみのうち約 3 割が、未開封品や食べ残しです。家庭では、「買い過ぎない」、「作り過ぎない」、「食べ残さない」の 3 ない運動に協力いただき、買物に行く前に食材の在庫をチェックして、食べられる分だけ買い、調理するよう啓発します。

ウ　食材の正しい保存方法の啓発

市ホームページやほーもん講座において、「食材の正しい保存方法」を紹介して食品ロスを減らす取組を進めます。また、全ての加工食品には、賞味期限又は消費期限のどちらかの期限表示がされています。期限表示を市民に正しく理解していただくよう啓発します。

(5) マイバッグの推進

もやせるごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋など、各種の包装用品のごみが含まれています。買い物時に、過剰包装を断ることにより、包装材の発生を抑制できるため、引き続き市民へのマイバッグの使用を推進します。

(6) エコショップ制度の導入

レジ袋削減、簡易包装、リサイクル商品の販売及び食品ロスに取り組む事業者・店舗を認定する制度の導入を検討します。事業者は環境に配慮した取組の促進と、市民へのエコショップ利用の普及・啓発に努めます。

1－2　再使用

(1) きらり☆宝市の推進

家庭において、「まだ使えるけど使わないもの」を譲っていただき希望する方に無料で提供する「きらり☆宝市」を開催することにより、不用品の再使用を推進します。

また、民間のリサイクルショップ、古本屋、古着屋、民間または行政主催のフリーマーケットなどを通じた不用品の譲渡、販売、交換の場の提供や機会の情報を把握するとともに、市民に対し情報提供することで利便性を向上させ、再使用される量の増加を目指します。

(2) 再利用可能な容器（リユース容器等）の利用

使い捨て商品ではなく、繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の積極的利用を推進します。

(3) リユース食器の利用・普及

地域のお祭りやイベントで発生する紙皿等のごみの減量のため、リユース食器を使用した際の費用の一部を補助する制度を検討します。

1－3　再生利用

(1) 分別徹底の推進

市民や事業者への分別協力を呼びかけ、分別の徹底を促すとともに、市民・事業者が分別に取り組みやすい排出方法を検討します。

また、分別の促進と収集体制及び市民への支援等についての整備拡充を図っていきます。

(2) 再生資源の利用促進

再生可能な素材の商品やリサイクル商品の使用を促進するとともに、市民への再生品の紹介などを行っていきます。

(3) 販売店による資源の自主回収等の推進

新聞紙や広告、ダンボール、食品トレイなど、再資源化可能なものについて、市は販売店による自主回収の情報を把握するとともに、市民に対し情報提供することで、自主回収の取組を推進します。

1－4　共通事項

(1) ごみ処理対策推進協議会との連携体制の充実

ごみ処理対策推進協議会との連携を通じて、市民、市民団体や事業者との緊密な関係を構築し、協働によるごみ減量化・資源化の取組や適切な支援施策等の展開を図ります。

(2) 広報・啓発・指導体制の整備

排出抑制は、排出者である市民や事業者の自主的な活動によるものが多く、市としてはそれらの推進を促すため、広報・啓発・指導体制の整備に努めるとともに、多くの機会を通じて情報の提供と共有、意見交換などを実施する必要があります。なお、転入者・単身赴任者や他市町村から通勤・通学等で来る人は、本市のごみ分別区分等への理解が得難いため、自治会や事業所、学校等を通して、ごみの分別指導に努めます。

(3) 環境教育・学習の推進

ごみの発生抑制や正しい排出方法を市民に浸透させるためには、将来を担う子どもたちがごみに関心をもち、その大切さを正しく理解することが重要です。したがって、学校・地域・家庭において環境学習の機会の拡充など市民が積極的に環境学習に取り組めるよう支援します。

(4) 他市町村との連携体制の整備

現在の容器包装リサイクル法は、ごみの発生を抑制する動機付けが必ずしも働いているとはいえない状況で、その改正や再利用を促すデポジット制度の普及の提言、環境の情報・制度の周知等、法令に定めのない事項やその規定が不十分な事項について、国・県等に対し、要請や要望を他市町村との連携体制を強化し積極的に行っていきます。

第 2 節　ごみ処理基本計画の推進

本計画は、行政のみではなく、市民、事業者が一体となって、ごみの減量化・資源化の推進に取り組んでいく必要があります。したがって、ごみの減量・資源化に向けた市民、事業者、行政の役割について、3 つの基本方針ごとに取りまとめます。

2－1　市民の役割

市民は、廃棄物の発生抑制を意識し、ごみ減量に取り組み、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。また、資源の循環的な利用（再使用、再生利用など）に向け、資源の分別回収等に積極的に取り組みます。循環的な利用ができない廃棄物は、適正に処理されるように、分別排出を徹底します。

1. 発生抑制

市民はごみに関する意識を高め、減量に取り組むとともに、ごみをできるだけ出さないライフスタイルへの転換に努めます。

2. 再使用

不用となったものをごみにせず、別の形で利用することで、ごみの減量に努めます。

3. 再生利用

再生利用に関しては、資源分別回収が主な取組であり、市民は、これらの資源回収等に積極的に協力するよう努めるとともに、再生資源の利用に努めます。

2－2　事業者の役割

事業者は自らの事業活動に伴い発生する廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用に積極的に取り組みます。循環的な利用ができない廃棄物等は自らの責任（排出者責任）で適正に処理します。

また、製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、拡大生産者責任の考え方に基づき、使用済み製品等を回収し、資源化ルートを確保するなど循環的な利用に努めます。

1. 発生抑制

事業者自らのごみに関する意識を高め、減量に努めるとともに、市民が発生抑制できるように、事業者として協力します。

2. 再使用

事業者自らの再使用の実施に努めるとともに、市民が行う再使用の取組を推進するための協力体制の構築に努めます。

3. 再生利用

事業者自らが排出する廃棄物の再生利用を推進するとともに、市民が行う資源回収等の協力・支援に努めます。

2－3　行政の役割

市は、積極的な普及啓発や情報提供を通じて、循環型社会実現について市民・事業者の理解を促進し、自主的な取組を支援します。具体的には、市民にはごみになるものを家庭に持ち込まない行動や使い捨て商品の使用の自粛など、これまでのライフスタイルの見直しに有効な啓発を推進していきます。事業者には使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛など、製造や流通販売の段階での環境配慮を行っていくことが必要であり、このための啓発をしていきます。

また、ごみの減量や資源の循環的な利用を推進する施策を実施し、環境負荷を低減した廃棄物処理・リサイクル事業の運営を行います。

1. 発生抑制

学校などにおける環境教育、市民への広報啓発活動、事業者への協力の呼びかけを通じて、排出抑制に向けた活動を促していきます。

2. 再使用

再使用の必要性やその方法などの情報提供を通じてそれらの方法を周知し、橋渡し役、紹介役として市民、事業者の活動に支援していきます。

3. 再生利用

再生利用に関しては、市が行う資源分別回収が主な取組であり、広報啓発活動を通して市民が積極的に協力できるよう促していきます。

第 10 章　基本計画

第 1 節　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの分別区分は、家庭系ごみ有料化導入までは、表 10-1 のとおりとし、導入後はもやせないごみを表 10-2 のとおり細分化するとともに、「割れガラス陶器類」を「埋めるごみ」の名称に変更します。なお、社会情勢や生活環境の変化等により適宜見直すものとします。

表 10-1 ごみの分別区分

区　　分			種　　類
収集ごみ（許可業者収集及び拠点回収を含む）	もやせるごみ		生ごみ、紙くずなど
	もやせないごみ		カセットテープ、電球など
	割れガラス陶器類		割れガラス、陶器など
	資源ごみ類	有害ごみ	乾電池、蛍光灯など
		紙類	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック
		布類	衣類、タオルなど
		空缶	飲食物、油等の空缶（アルミ缶、スチール缶及びスプレー缶）
		小物金属	フライパン、やかんなど
		ガラスびん	飲食、調理用ガラスびん（透明、茶色、その他色びん）
		ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用、食酢・調味酢用など
		プラスチック容器類	プラスチック製の容器・包装、パック、カップなど
		白色トレイ	トレイ
		廃食用油	植物性油
収集しないごみ	直接搬入ごみ	資源ごみ類 剪定枝木	枝木、竹（畑、山林等の枝木、竹及び造成工事等により発生した枝木、竹を除く。）
		資源ごみ類 小型家電	携帯電話、パソコン、デジタルカメラなど
		粗大ごみ	布団、家具類、自転車類、大型家電（家電 4 品目を除く。）など
	処理不適物	家電 4 品目	テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機
		オートバイ	オートバイ、原動機付自転車
		処理困難物	廃タイヤ、バッテリー、ニカド電池、薬品、廃油、消火器、ガスボンベ、建設廃材、産業廃棄物など

表 10-2 もやせないごみを細分化した分別区分

区　　分		種　　類
こわすごみ		カセットテープ、大型のプラスチック製品など
資源ごみ類	電化製品類	廃家電、時計、電気式おもちゃなど
	発泡スチロール	発泡スチロール
	有害ごみ	電球
	小物金属	アルミ皿・アルミホイル、傘など

第 2 節　ごみの適正な処理及びごれを実施する者に関する基本的事項

2－1　収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制

収集・運搬の管理体制は、家庭系ごみは、市が主体となり行うものとします。事業系ごみについては、事業者の責任において行うものとします。

(2) 収集方式等

収集対象地域は行政区域全域であり、一般家庭から排出される一般廃棄物について定められた分別区分と排出方法により排出された廃棄物を収集対象とします。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入するか、許可業者による収集とします。

ア　収集対象ごみ

行政区域内において、住民の日常の家庭生活から発生する家庭系ごみとします。

イ　収集運搬体制

収集運搬体制は表 10-3 に示すとおりであり、今後もこの体制を継続しますが、収集量が大きく変動した場合など状況に応じ適宜見直しを行うものとします。

ウ　収集頻度

プラスチック容器類の容器包装の回収を始めており、家庭内での貯留可能量を考慮し、月２回を隔週へ見直します。また、再資源化可能なものについては、販売店による自主回収が行われていることから、民間事業者と連携し市民サービスレベルが低下しないように、随時見直しを行っていきます。

エ　収集方式

収集の効率性を考慮し、基本的にステーション方式を継続するものとし、ステーションの設置場所及び箇所数については、ごみの回収状況等を考慮して随時見直すものとします。なお、高齢者・障害者などへのごみ出しに対する（仮称）ふれあい収集の支援体制の検討を行います。

オ　排出方式

排出方式は、分別の徹底、ごみの減量化・資源化及び収集作業の安全性を高めるため、現状どおりもやせるごみは指定袋制、もやせないごみと資源ごみ類はコンテナや網袋等の収集容器へ裸排出とします。なお、家庭系ごみ有料化導入後は、もやせるごみの他にこわすごみを有料指定袋制とします。

カ　ステーション管理

基本的に地元自治会が管理を行いますが、違反ごみの改善・指導等必要に応じ、行政からの指導を行います。

表 10-3 収集方式等

区　　分		収集場所	収集頻度	収集運搬体制
もやせるごみ		ごみステーション	週 2 回	委託
もやせないごみ			月 1 回	
割れガラス陶器類				
資源ごみ類	有害ごみ			
	紙類			
	布類			
	空缶			
	小物金属			
	ガラスびん			
	ペットボトル		隔週	
	プラスチック容器類			
	白色トレイ			
	廃食用油	公共施設、店舗	週 1 回	委託（拠点回収）

注）ペットボトル、プラスチック容器類及び白色トレイは、平成 29 年 4 月から収集頻度を隔週に見直す。

(3) 収集・運搬量

将来の収集・運搬量は、表 10-4 に示すとおりとなります。

表 10-4 収集･運搬量の将来推計

（単位：t/年）

	H22	H28	H33	H38
もやせる	9,680.32	11,330	8,269	6,638
もやせないごみ(割れガラス類含む)	174.00	175	134	93
紙類	1,014.39	690.20	1239.05	1348.43
布類	175.83	143.36	128.29	115.08
空缶	172.73	141.28	126.34	113.3
小物金属	358.49	232.41	207.9	186.47
有害ごみ	26.53	22.63	20.19	18.12
ガラスびん	360.76	244.51	218.79	196.03
ペットボトル	165.50	155.30	395.58	452.69
プラスチック容器類	144.95	133.77	345.64	396.21
白色トレイ	5.09	4.44	22	26.53
廃食用油	－	5.60	5.14	4.62
その他	2.99	3.16	2.89	2.58
計	12,281.56	13,281.66	11,114.81	9,591.06

資料：廃棄物対策課

(4) その他の収集

ア　処理不適物の収集運搬方法

基本的に行政として収集（処理）しないものとし、販売店、メーカーによる円滑な回収ルートの確保に努めるものとします。

イ　一時多量ごみ及び事業系ごみの運搬方法

排出者自らの責任において、処理施設へ直接搬入とします。また、分別は収集ごみと同様の区分とし、抜き取り検査等により、徹底を図るものとします。

2－2　中間処理計画

中間処理は、資源ごみ類、もやせないごみ、粗大ごみ等の中の金属等を、それぞれ資源化するとともに、もやせるごみについては、炭化物として回収を行うことにより、減容処理を実施するものとします。

今後、平成 26 年 3 月に策定した豊橋田原ごみ処理広域化計画に基づき、豊橋市との共同ごみ処理に取り組みます。

(1) 管理・運営体制

田原リサイクルセンター〈炭生館〉は、グリーンサイトジャパン㈱が管理・運営を行います。なお、運営期間終了の 3 年前である平成 29 年度から運営期間終了後の本施設の取り扱いについて検討を進めます。それ以外の中間処理施設については、市が主体となり管理・運営を行うものとします。

(2) 中間処理対象ごみ及び処理方法

中間処理対象ごみは、「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「割れガラス陶器類」、「粗大ごみ」及び「剪定枝木」とします。

処理方法は、家庭系ごみ有料化導入までは分別区分を変更しないことから、各施設の処理対象物は、基本的に現状どおりとし、表 10-5 に示すとおりとします。なお、家庭系ごみ有料化導入後はもやせないごみを細分化するとともに、こわすごみは粗大ごみと同じ処理方法で処理します。なお、剪定枝木は、発生量や発生場所によって、搬入制限を行っているため、民間処理などを含め検討します。

表 10-5 処理方法

	処　理　方　法
もやせるごみ	田原リサイクルセンター〈炭生館〉で処理します。炭化物は製鉄会社に引き取ってもらい、処理残渣は、最終処分場にて埋立処分します。
もやせないごみ	東部資源化センター、赤羽根環境センター及び渥美資源化センターで、金属類・家電品等、資源化可能なものはリサイクル業者により再資源化・再利用を行い、できないものについては埋立処分をします。
割れガラス陶器類	上記の 3 施設で破砕処理し、埋立処分します。
粗大ごみ	粗大ごみについては、東部資源化センターで破砕後、可燃物は「もやせるごみ」として田原リサイクルセンター〈炭生館〉で処理を行い、金属類は処理業者に有価物として引き渡し、不燃物は埋立処分します。
剪定枝木	赤羽根環境センターでチップ化を行います。

(3) 中間処理量

将来の中間処理量は、表 10-6 に示すとおりとなります。

表 10-6 ごみ処理量の将来推計

（単位：t/年）

	H22	H28	H33	H38
もやせるごみ	17,077.00	18,113.76	13,960.34	11,679.52
もやせないごみ(割れガラス類含む)	396.00	530.07	409.64	296.99
紙類	2,035.42	1,652.44	2,489.95	2,702.18
布類	435.77	465.83	441.39	419.95
空缶	264.00	218.75	201.68	186.78
小物金属	578.21	606.69	560.34	519.81
有害ごみ	40.20	36.48	32.79	29.65
ガラスびん	568.25	450.26	418.68	390.73
ペットボトル	209.00	219.97	517.40	588.09
プラスチック容器類	172.36	166.67	408.68	466.44
白色トレイ	5.60	5.27	24.67	29.68
剪定枝木	3,568.01	2,727.23	3,039.73	2,992.96
廃食用油	0.00	5.60	5.14	4.62
その他	14.52	5.74	5.28	4.75
計	25,364.34	25,204.76	22,515.71	20,312.15

資料：廃棄物対策課

2－3　最終処分計画

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化・安定化させ自然へ還元させることです。

最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

(1) 運営・管理体制

最終処分の運営・管理体制は、現状どおり、市が主体となり行うものとします。

(2) 最終処分対象ごみ及び処分方法

最終処分対象ごみは、中間処理を経て、最終的に残ったごみで、資源化、減容化することが困難で、無害化、安定化しているものです。具体的には、破砕処理後の不燃物や焼却施設からの焼却残渣です。

処分方法は、埋立処分するものとします。

(3) 最終処分量

将来の最終処分量は、表 10-7 に示すとおりとなります。平成 38 年度の最終処分量は 1,061ｔ/年となります。

表 10-7 最終処分量の将来推計

（単位:t/年）

	H22	H28	H33	H38
赤羽根環境センター(最終処分場)	242.16	81.62	63.07	45.73
渥美最終処分場	373.70	448.64	346.72	251.36
第二東部最終処分場	1,125.20	1,184.07	912.57	763.47
計	1,741.06	1,714.33	1,322.36	1,060.56

資料:廃棄物対策課

第 3 節　ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設が複数あるため、各施設の位置づけを表 10-8 に示すものとします。

表 10-8 各施設の位置づけ

		計　　画
中間処理施設	田原リサイクルセンター〈炭生館〉	①市全体のもやせるごみの炭化処理 ②田原リサイクルセンター〈炭生館〉は事業期間が 15 年間であり、平成 31 年度までとなっているため、期間終了後の運営方法について検討を進める
	東部資源化センター	①収集されるもやせないごみ、資源ごみ類選別及び一時貯留 ②周辺地域から直接搬入されるもやせないごみ､資源ごみ類の選別、粗大ごみの破砕及び一時貯留
	赤羽根環境センター	周辺地域から直接搬入される資源ごみ類の処理及び一時貯留
	渥美資源化センター	周辺地域から直接搬入される資源ごみ類の処理及び一時貯留
最終処分場	第二東部最終処分場	①リサイクルセンター炭生館からの処理残渣 ②東部資源化センターからの処理残渣
	赤羽根環境センター（最終処分場）	赤羽根環境センターからの処理残渣
	渥美最終処分場	渥美資源化センター等からの処理残渣
休止施設	赤羽根環境センター（焼却施設）	平成 25 年 3 月に稼動休止した焼却施設の跡地利用について検討を行う
	旧リサイクルセンター（固形燃料化施設）	平成 17 年 3 月に稼動休止した固形燃料化施設の跡地利用について検討を行う

将来の中間処理施設整備は、国の通知及び愛知県が策定した「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づき、豊橋市と協働して広域ごみ処理施設の整備に向けた取組を進めます。また、直接搬入ごみの受け入れ態勢の確保及び効率的な管理運営を図るため、資源化センターの統合を検討していきます。

最終処分場の残余容量は 141 千㎥ありますが、分別の徹底を図り、延命に努めます。

第 4 節　その他ごみの処理に関し必要な事項

4－1　特別管理一般廃棄物、処理困難物に対する対処方針

環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び処理困難物及び「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象品目は、表 10-9 に示すとおりです。

これらのものについては、住民に対し周知徹底を図るとともに、販売店、メーカーによる円滑な回収ルートの確保に努めるものとします。また、適正な処理が可能な製品の開発、製品アセスメントの促進、新技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣市町村との連携を図り、県及び国、メーカーなどへ働きかけるものとします。

表 10-9 特別管理一般廃棄物及び処理困難物

<table>
<tr><td colspan="3">環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物</td></tr>
<tr><td></td><td>【特別管理一般廃棄物】
○　次のもので PCB を使用した部品
・廃エアコン
・廃テレビ
・廃電子レンジ
○　廃水銀
○　ばいじん
○　感染性一般廃棄物</td><td>【処理困難物】
・廃ゴムタイヤ
・廃バッテリー
・廃エンジンオイル
・廃灯油
・廃ピアノ
・廃ペンキ
・廃ボート　など</td></tr>
<tr><td colspan="3">家電リサイクル法対象品目</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">・家庭用エアコン
・テレビ（ブラウン管式・液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）・プラズマ式)
・電気冷蔵庫・電気冷凍庫
・電気洗濯機・衣類乾燥機</td></tr>
</table>

4－2　不法投棄防止対策

家庭系ごみ有料化の導入により不法投棄が増加してくることが予想されるため、不法投棄を監視するパトロールや通報システムの実効性を高めるとともに、広報や事業者向けのパンフレットで適正な処理について、協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄予防に努めます。

また、散在性ごみについては、捨てさせないための未然防止対策等を行います。

表 8-9 不法投棄防止対策

不法投棄 防止対策	・広報活動による意識啓発 ・不法投棄防止パトロールの実施 ・国の協力による防犯カメラの設置 ・県との共同による監視パトロールの実施 ・不法投棄物の速やかな回収 ・啓発看板等の設置

4－3 広報・啓発活動のあり方

基本計画を円滑に進めるための広報・啓発活動のあり方について、表 10-10 に示します。

表 10-10 広報啓発活動のあり方

内　　容	方　　法
・市のごみ処理の現状と問題点(ごみ量、処理費用など) ・廃棄物と環境問題 ・ごみ排出抑制の方法と効果(実践事例など) ・市民協力の内容とその理由(分別、排出マナーなど) ・グリーン購入や地球にやさしい商品の紹介など	・広報紙・ホームページによる情報提供 ・リーフレット、チラシなどの作成 ・副読本の作成 ・マスコミ(新聞、テレビ、ラジオなど)への情報提供 ・コンビニやスパーなどの店頭における情報提供 ・講習会、講演会 ・不用品交換会、フリーマーケット、処理施設見学会 ・ごみ減量等推進員による現場指導 ・事業所に対する個別指導など

4－4 災害時における迅速な廃棄物処理

大規模地震や水害等による災害時には、がれき等の廃棄物が大量に発生することが想定されます。これに加え、交通機能への影響により生活ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難になると想定されます。

平成 28 年 11 月に策定した田原市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生に伴う建物等からのがれきや避難所から排出されるごみ・し尿を適正かつ迅速に処理し、生活環境の改善と生活基盤の早期回復に努めます。

4－5　生活排水処理の推進

平成 19 年 2 月に策定した田原市生活排水処理基本計画に基づき、下水道や合併浄化槽の整備を推進し、家庭から排出されたし尿・生活雑排水を適正に処理します。

4－6　情報管理計画

発生・排出から処理・処分に至るまでのデータを体系的かつ複数ある処理施設のデータを一元的に整理し、計画策定などに利用し、効率よく遂行できるようにします。

4－7　計画推進体制

市民、事業者及び行政の三者は、緊密に連携し相互に協力しながら計画を推進する必要があります。

市民は、行政施策等へ協力し、排出抑制・減量化を積極的に取り組みます。

事業者は、自らの責任によって排出抑制の実践を行います。また、企業内研修の実施や企業内廃棄物減量等推進委員の設置等に努めるとともに、個々の企業の枠を超えて、関連企業や業界単位での連携のための体制づくりを進めます。

行政は、施策の進捗状況等を定期的に把握・点検・評価し、改善していくことが重要であり、ＰＤＣＡサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行っていきます。このほか、ごみ処理対策推進協議会においてごみ処理の現況や施策の進捗状況、減量目標の検証などを行い計画の着実な推進に努めるとともに、ごみに関するデータを分かりやすい形で公表し、情報の見える化に努め、法令改正などの国等の動きも含めて、本市のごみ行政を取り巻く状況の変化等に応じて、計画の適時適切な見直しを行っていきます。

田原市ごみ処理基本計画　中間見直し

平成２９年６月

編集・発行　田原市　市民環境部　廃棄物対策課
〒441-3492
愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
ＴＥＬ：０５３１-２３-３５３８
ＦＡＸ：０５３１-２３-１８３２